

平成28年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成28年6月14日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦

企画政策課長	横 山 秀 喜	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	高 木 松 夫
健康管理課長	浪 川 勝 子	社会福祉課長	岩 井 正 和
子育て支援課長	大 矢 淳	高齢者福祉課長	宮 内 隆
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	川 口 裕 司
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	品 村 順 一	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	角 田 和 夫	学校教育課長	石 見 孝 男
生涯学習課長	高 木 昭 治	体育振興課長	加 瀬 英 志
監査委員局長	高 安 一 範	農業委員会事務局長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 曾 博 通	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（平野忠作） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、こんにちは。1番議席の林晴道でございます。

今定例会におきまして、平野議長より一般質問の許可がございましたので、皆様の貴重なお時間をいただき、事前通告に従いまして、市民の命と幸せが一番との観点で質問をいたします。

初めに、今定例会冒頭、議長より4月1日付での異動による課長の人事の紹介がありました。皆さんご承知のように、地方の景気も依然低迷する中、本市においては地方交付税が段階的に縮小、減少してまいりますので、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢するものと、めり張りをもって取り組んでいただきたいと思います。

また、明智市長においては、2期目の8年の任期も余すところ1年有余となり、本年度は総仕上げのときを迎え、ここに卓越した見識と優れた政治手腕に基づき、着々とその成果を上げ、本市発展のために功績を残されつつあることは、不肖この林晴道も当議会の一員とし

て市長の人柄と政治手腕に接し、責任世代の代表といたしまして大変心強く思うもので、ここに深く敬意を表す次第であります。

顧みますれば、道の駅季楽里あさひ総事業費12億5,900万円、飯岡中学校校舎改築工事31億8,799万円、市民体育祭等々主たる事業を賛否はある中、なし遂げられました。僕自身、この旭市に生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って取り組んでおります。執行の皆さんにおいても、旭市、何より市民お一人おひとりのために一致協力のほどをどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、1項目、選挙について。

先の第189回通常国会において成立をした公職選挙法の一部を改正する法律がこの6月19日に施行され、次の参議院選挙から適用されます。

そこで、(1)改正法に伴う投票状況について。

この改正により自治体は既存の投票所に加え、駅や商業施設など利便性の高い場所に共通投票所を設置できるようになる点、それと投票時間が午前8時半から午後8時までと定められている期日前投票が各自治体の判断で前後2時間まで拡大できる点、この2点について本市の対応をお伺いいたします。

続いて、2項目、知的財産権について。

平成15年に知的財産基本法が施行され、平成25年には、この政策に関する基本方針が閣議決定をし、世界最先端の国となることを目指し、取り組まれております。先日、2020年東京オリンピックのエンブレム問題等がありました。今後、本市がさまざまなイベント等を行う中で、権利者とトラブルに巻き込まれぬよう適切に管理しつつ、その活用を図っていかねればなりません。

そこで、(1)著作権や商標権などについて。

知的財産権は、地方自治法上、土地、建物などの不動産と同様に公有財産として取り扱うこととされておりますが、本市の保有する知的財産権は、現在何件あり、どのように管理しているのかお伺いをいたします。

続いて、3項目、商工業の振興について。

消費者ニーズの多様化、経済のグローバル化、情報通信技術の進歩などにより、今日の商業及び工業を取り巻く環境は劇的に変化しています。事業者の皆さんの主体的な経済活動を基本としつつ、本市の有する特性や優位性を生かし、中長期的な視点で市内の商工業振興を図ることが必要と考えます。

そこで、（１）企業誘致について。

現在、旭市には鎌数の工業団地とさくら台工業団地の２か所がございますが、その状況と近年の誘致実績、また企業誘致に対する優遇措置はどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

続いて、４項目、財政状況について。

今我々が暮らすこの日本は、人類がいまだかつて経験をしたことのない超高齢化社会へと進行をしております。生産年齢人口の減少に伴い、税収等の大幅な増額を望むことは難しく、社会保障費は増額の一途をたどっています。今定例会冒頭の市長政務報告において、平成27年度の決算見込みがございました。

そこで、（１）財政規模について。

平成28年度企業会計を除く一般会計予算と特別会計の予算総額は479億5,800万円です。近隣及び類似団体と比較すると、本市の予算規模をどのように感じているのかお示し願います。

また、平成27年度決算見込み及び平成26年度決算の一般会計ベースでの決算規模は、近隣及び類似団体と比較してどのように考えているのかお伺いをいたします。

（２）財政指標について。

財政状況を判断する指標として、公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を示した実質公債費比率と将来負担すべき実質的な負担額が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率について、全国平均と類似団体との比較をお願いいたします。

（３）財政見通しについて。

出納閉鎖に伴い、平成27年度の決算整理が行われ、今後詳細な数値が報告されるものと思いますが、まず平成27年度の一般会計における起債残高、基金残高と起債償還額に対しての交付税算入額をお伺いいたします。

続いて、５項目、行政改革について。

行政改革とは、コスト削減や住民サービスの向上などを目指し、行政機関における組織の統廃合や事務の効率化などを目指して改革を行うものと理解しております。現在、本市においては行政改革推進課があり、ここに大いに期待するところでございます。

そこで、（１）改革の推進と今後について。

まず、行政改革の意義についてお示し願います。また、進捗状況と補助金、負担金の見直し及び指定管理者並びに契約内容の見直しについてはどのような改革を進めているのか、お伺いいたします。

(2) 事務事業評価について。

これは、市が行う事務事業について、事業の必要性や目的を明確化し、活動に対して得られる成果などを客観的な数値を用いながら分析、評価を行い、事務改善や事務事業の編成整理に反映させるために行うものであると思われますが、これまで行った評価実績事業数と評価結果についてお伺いをいたします。

(3) 公共施設等総合管理計画について。

国において平成25年11月、インフラ長寿命化推進計画が取りまとめられ、それに基づく行動計画として公共施設等総合管理計画の策定要請を平成26年4月に総務省が通達しています。これは建物だけでなく、道路や橋梁、上下水道等のインフラに関する施設も含まれ、本市においても計画策定に向けてさまざまな取り組みが進められているものと思います。そこで、これまでの進捗状況と今後の進め方についてお伺いをいたします。

以上、5項目9点の質問を、この旭市に育てていただいた恩返し of 気持ちを込めていたします。これからの担い手である若者から長年社会の進展に寄与いただいたお年寄りまでに優しい発言に心がけてまいりましたので、答弁者にもご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課におきまして選挙管理委員会の事務局を兼ねております。でありますので、私のほうから1番の選挙につきましてお答え申し上げます。

初めに、期日前投票の時間延長、これが前後2時間できるようになったということでございます。これは、確かに今回の改正法で認められるようになったということであります。これは、大型商業施設の営業時間、それから駅を利用する有権者の通勤時間に合わせて開設することが可能となるということであって、旭市の場合なんですけれども、まだ時間延長を行う予定はございません。県内では、船橋市と流山市が実際には商業施設で行うということを聞いております。

それと、共通投票所、これは選管指定の投票所のほかに市内に住所を有する全ての方が投票できる投票所の設置ということ、これを可能にするということでもあります。

この共通投票所を設置する場合、投票当日のことをちょっと思い描いていただきたいんですけども、実際には二重投票を防がなければいけないということ、それから共通投票所、それから全投票所をそうするとオンラインでつなげる必要があるということになります。選

管と投票所ごとにパソコンを使いまして有権者の情報を管理するというのは、非常にその場面場面では難しいところが現実にあります。現在は、紙ベースの選挙人名簿によって名簿対照を行って投票受け付けをしているのが現状でありますので、現時点では、この新たなシステムの整備等にも多額の費用が発生することが予想されますので、今回の選挙に当たりましては、共通投票所の設置を市としては考えておりません。ちなみに共通投票所につきましては、県内全ての団体、今回の参議院選挙において設置する予定はないということで聞いております。

総務課からは以上です。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、私からは大きな2番の知的財産権と4番の財政についての3項目についてお答えを申し上げます。

初めに、大きな2番の知的財産権についてでございます。

ご質問は、知的財産権、本市で何件あってどのように管理しているかということでございますが、知的財産権につきましては、先ほどご質問の中にもありました知的財産基本法におきまして、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権などを総称して知的財産権と呼んでおりまして、これも質問にございましたとおり、地方自治法の中では自治体が保有するこれらの権利というのは、公有財産に当たるとされておりますが、現在旭市におきましては、実際に商標権などの登録ですとか申請をしているものはございません。しかし、著作権につきましては、登録や申請の必要がございませんで、著作物を創作した時点で権利が発生いたしますので、具体的には市が作成した冊子や写真、画像、市章ですとか「あさピー」などのデザインが著作物として挙げられると考えております。なお、著作権の管理につきましてでございますが、作成したそれぞれの所管課が行うこととなっております。

次に、大きな4番の財政についての（1）財政規模についてでございます。

近隣ですとか類似団体と比較して予算の規模、あるいは決算の規模でしたでしょうか、どのように感じているかというご質問でございました。予算ですが、手元で数字ございませんし、近隣との交換を行っておりませんので、また27年度の決算につきましてはまだ出ておりませんので、ここでちょっと26年度の決算の数字でお答えしながらお話をしたいと思います。

その中でも、まず本市と同じ類似団体Ⅱ－1という分類でございますが、それに属します県内の合併市の26年度の決算に基づきます市民1人あたりに使われたお金、これを見てまいりますと、旭市が42万円でございます。これに対しまして印西市は35万2,000円、香取市は

39万円、山武市が41万4,000円ということで、これはみんな合併した市でございますが、旭市が一番多くなっております。それと、近隣ということで幾つか申し上げますと、匝瑳市が40万6,000円、銚子市が36万4,000円、ちょっと遠くなりますけれども、東金市が31万6,000円と26年度決算でなっております、これらの数値よりも旭市の数値は多い数値ということがうかがえます。

どう感じているかということでございますが、いささか金額は大きいのかなと感じております。これにつきましては現在、合併関連事業も行っておりますし、あるいは災害復旧・復興関連事業を進めているところでございますので、こういったことが規模を大きくしている要因なのかなと感じておりますけれども、いずれにしましても、そういった中でも健全な財政運営に努めているというふうに言えるのではないかと感じているところでございます。

次に、（２）の実質公債費比率と将来負担比率についてでございます。

全国平均と県内の数字ということでございました。これも26年度決算で申し上げますと、旭市の実質公債費比率につきましては、26年度決算で9.9%でございます。これに対して、全国平均の数字は8%、県内の類似団体だけの平均は7.6%となっております。

将来負担比率でございますが、平成26年度決算で旭市は41.1%でございます。これに対して、全国平均は45.8%、県内の類似団体の平均としましては52.5%となっております。

次に、（３）の財政見通しという中のご質問で、27年度末の起債の残高と交付税の算入額ということでございました。

一般会計におけます27年度末の起債の残高は278億7,500万円で、この残高に対します交付税の算入見込額は約235億9,700万円、実質の市の負担は差し引き約42億7,800万円となっております。起債の残高につきましては、約137億3,100万円でございます。

私からは以上でございます。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、３項目めの商業の振興について、

（１）の企業誘致について、工業団地の企業誘致の状況と優遇措置の状況についてお答えいたします。

直近の企業立地の状況でございますが、さくら台工業団地については、平成23年度に分譲が全て終わっております。鎌数のあさひ新産業パークにつきましては、平成25年に中部自動車販売株式会社ほか３社の太陽光発電の企業立地、また千葉県食肉公社の施設拡張がございました。平成26年には、株式会社ゼンショーホールディングスの進出と株式会社ホンダカー

ズ東総の施設拡張がございました。平成27年には、株式会社ゼンショーホールディングスと千葉県食肉公社の施設拡張がございました。また、本年1月には、バイオ燃料を製造するモイル株式会社の進出がございました。これによりまして、あさひ新産業パークにつきましても、分譲が全て終了してございます。

続きまして、優遇措置の状況でございますが、企業の立地及び事業拡張により増加しました固定資産税に対しまして、5年間課税免除をするものでございます。

直近3年間についてお答えいたします。平成25年度は29件で4,691万1,998円、26年度も29件で5,906万6,807円、平成27年度も29件で5,428万669円の固定資産税の課税免除を行っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、5項目め、行政改革についてお答えをさせていただきます。

初めに、行政改革の意義ということと、それから補助金、負担金等の見直しの関係、それから指定管理者の関係ということでお答えをさせていただきます。

意義でございますが、これは、将来にわたりまして健全な財政運営の持続と質の高い住民サービスを提供していかなければならないという、これが一番重要であろうかと考えております。このため、市では昨年3月に第3次行政改革アクションプランを作成いたしまして、その中で、できる限り具体的な取り組み内容や数値目標を設定しまして、全庁を挙げて行政改革に取り組んでいるというところでございます。

また、補助金等の関係でございますが、こちらは歳出全般の抑制を進めるため、各種団体等への補助金と交付金等について、制度の運用や補助の効果等の見直しにつきましても事業の必要性和効果を検証し、経費の節減、合理化に取り組んでいるところでございます。

平成27年度の実績ということでは、整理統合による削減効果がございましたが、政策的な補助金の見直しによりまして、前年度と比較しまして若干の増額となっております。

また、指定管理者の契約内容の見直しにつきましては、市民サービスの向上及びコスト削減が適切に図られているか、指定期間の最終年度に検証を行い、管理運営方法等の見直しを進めることとしております。

続きまして、（2）の事務事業評価についてということで、評価事業数と結果ということでございます。こちらにつきましては、平成27年度に評価した事業は、平成26年度一般会計

予算で執行した380事業の中から、原則1課1事務事業以上の評価を実施することとし、これまでに評価を実施していない事業を中心に選定を行い、主要事業をはじめ、ソフト事業や施設の維持管理・運営事業など、さまざまな分野から75事業を実施したところでございます。

それと、評価結果ということでございますが、こちらにつきましては、効果額が1,315万円ということでありまして、その額が平成28年度予算に反映されているというところでございます。

続きまして、(3)の公共施設等総合管理計画についてということで、これまでの進捗状況、それから、これからの進め方ということでございますが、これは国の指針によりまして、市が保有する全ての公共施設とインフラ施設の老朽化の状況や利用状況の把握、それから今後の人口の見通し、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費見込みの推計と公共施設の現状を調査分析し、施設類型ごとの管理に関する方針を記載した計画の素案をまとめているところでございます。

策定に当たりましては、庁内会議としまして公共施設等管理統括会議を、外部組織といたしまして公共施設等総合管理計画策定市民委員会を設置し、これまでにそれぞれ4回と3回の会議を開催し、議論を進めてまいったところでございます。現在は、それぞれの会議での意見を踏まえまして、素案の修正作業を行っているところであります。

それから、今後の方針と進め方ということでございますが、素案ができ上がりましたら、議会へ報告をさせていただきまして、その後パブリックコメントの実施を予定しております。その後、策定市民委員会へはかり、最終的な案として取りまとめた後、本年9月末の策定を予定しているところであります。策定後は、将来の公共施設整備の方向性、基本方針について市民理解が得られるよう、さまざまな機会を捉えまして周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目の選挙について、(1)改正法に伴う投票状況についてから再質問に移らせていただきます。

有権者の投票環境を向上させるこの制度変更に対し、本市は特に何ら対応をとらないとの答弁であります。近年の投票状況をどのように捉えているのか、それから、今課長がおっしゃった多額の費用とは幾らぐらいが多額であるのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 近年の投票の状況ということでございます。

近年、直近25年の参議院選挙、これは53.64%でございました。その後実施いたしました市議選、これが56.8%、26年12月の衆議院選が50.55%ということで、50%台のちょっと超えたぐらいで近年推移していると。この投票状況で決してよいとは思っているところではありません。もう少し上げていく必要があるだろうと、そのように考えているところであります。

それと、先ほど多額の費用ということでありましたが、現実には、その当日の有権者を確定させた中で、それぞれ各区の名簿を管理する、それを全部一括で管理できるようにするためのソフトの改編、それから場所によってはインターネット環境を整備する必要があるということで、その場所によって若干金額は変わるとは思うんですけども、ちょっと見込みでは1,000万円単位でお金が、ソフトの改編等もあるとそのぐらいの金額はかかってしまうということでもちょっと聞いています。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） この公職選挙法の一部改正では、投票年齢が18歳以上へ引き下げられ、次の参議院選挙から適用されます。加えて本市では、次の参議院選から現在36か所ある投票所を19か所に再編されますが、この投票環境を向上させる制度は活用しないで、今後の投票率に対するお考え、どのようなものなのかお示しを願いたいと思います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市におきましては、選挙につきましては常時啓発、これを実施しているところでありますけれども、特に18歳以上という新たに選挙年齢が引き下げられたこと、これに対しましては希望する学校等に投票箱、記載台、それから選挙備品の貸し出しを行いまして投票ができること、それをどのようにしていくのか、その辺の意義を呼びかけているところであります。ちなみに、本年5月には市内の高校3年生約150人に対しまして、選挙制度に関する出前授業、それから模擬投票を実施したところであります。こういったところでも選挙啓発をしていると。

あと、投票所が再編されたことについて、これらにつきましては、投票所の間違いがないように全ての方に個別の郵送で投票所が変わったことをお知らせしながら、選挙の棄権がないように通知をして周知を図っている、そのような状況でございます。当然、啓発物資の頒

布等を行いながら、選挙期日の周知、それから棄権防止の呼びかけを随時行っていって、投票率のアップにつなげたいと、そのように考えています。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 投票率の向上に対し、本市の取り組みや努力、これはよく分かりました。しかしながら、その成果が来月の投開票の選挙において、数字としてははっきりと出されますが、仮に前回は大きく下回るようなことがあった場合には、この新制度を活用するのか、投票率が低くとも、先ほど述べられたとおり何ら対応をとらないのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 具体的にどのぐらい低くなったらということもあるのかもしれませんが。ただ、それぞれの選挙に関しましては、その時の盛り上がり方というのも現実にあります。それによって投票率は若干違ってくるんだろうと、そのように思います。

当然、次の選挙の時に、他市の状況を見ながら考えていかなければいけないことではありますけれども、共通投票所の設置というのは、非常に技術的に難しいところがあります。本当に受付のところで紙ベースでやっているものを全て電算にして、そのところでそれぞれ二重投票がないかどうかをチェックする、そうすると、その投票所で相当の混雑等が発生することが予想されます。そういったところの検証もしていく。全国で、今回4か所、その共通投票所を実施するというのでありますので、そういったところの経緯を見ながら検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、続いて、2項目、知的財産権について、（1）著作権や商標権などについて再質問に移ります。

それら知的財産権の内容は多岐にわたり、専門性が高く、不動産などの財産権とは違って、解釈や判断が大変難しい分野であります。そのため、知らずに第三者の権利を侵害したり、本市の持っている権利を加工され引用されるなどのことが考えられますので、職員の専門性や意識というものを高めていく必要があると考えますが、お伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 職員の意識を高めることが必要ではないかということでございますが、正直なところ、これまであまり職員の意識が高いとは言えない状況でございました。議

員おっしゃられるとおり、今後は第三者の権利を侵害しないですとか、あるいは旭市の持っている権利を侵害されないように知的財産の重要性というものを職員が意識することも必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 第三者の著作物などを本市が刊行物に引用するなど、著作権を侵害する危険性を予防するためには、今後弁護士や弁理士といったレベルでの管理をしていく時代に入ってきたものと考えていますが、まずは職員の意識向上と育成、それから専門職員の配置が必要と考えますが、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 専門職員の配置というご質問でございますが、正直なところ、専門職員の配置というところまでは現在考えておりません。適正に管理するために必要があれば、顧問弁護士ですとか、そのほかの専門家に相談するなどして対応していきたいと考えております。

ただ、これからもその知的財産の重要性というのは、先ほども申し上げましたとおり、職員が意識を持って業務に取り組んでいけるように、何らかの形で考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、3項目、商工業の振興について、（1）企業誘致について再質問に移ります。

本市に2か所ある工業団地は、おおむね事業者で埋まっているとのことですが、工業団地の空きがない中で、今後本市としてどのように企業誘致を考え、また行っていくのかお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 今後の企業誘致につきましては、先ほど言いましたように二つの工業団地が全て埋まっております、大規模な企業誘致は難しい状況でございます。このようなことから今年度は、千葉県で行いますIT、ベンチャー企業を市町村にあっせんする

事業へ参加し、PR活動に努めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今答弁ありましたベンチャー企業というのは、具体的にどのぐらいの数が近隣でもあるのか、それから全国規模を考えているのかお伺いをいたしたいと思います。

それと、各企業が新たに旭市で事業を行っていただくためには近隣を上回る利点や優遇措置、またそのアピール、それが必要であると思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） IT、ベンチャー企業につきましては、今回千葉県のほうで初めて取り組む事業でございまして、何社が参加するか、私のほうではちょっと分かっておりません。

それと、企業誘致をする場合の優遇措置でございしますが、近隣の状況でございしますが、銚子市や山武市につきましては、企業誘致による優遇措置は持っておりません。

旭市の状況でございしますが、旭市におきましては、優遇措置条件としまして投下固定資産総額が3,000万円以上につきまして、固定資産税を5年間免除することとなっております。また、排水処理施設や緑化事業に対しまして、1,000万円を限度として助成を行っております。

また、成田市、東金市につきましては5億円、香取市では5,000万円以上の投下固定資産となっており、旭市の優遇措置が他の市町村と比べても有利ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、4項目、財政状況について、（1）財政規模についての再質問に移ります。

先ほど課長答弁あられたように、僕自身も今の本市の予算規模は非常に大きいものと感じています。昨年度の当初予算と比較しますと、一般会計では8億9,000万円の増額となっておりますが、今年度から交付税が激変緩和措置に伴い、減額されている状況です。今後本市にとって適正な予算規模をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 適正な予算規模をどう考えているかということでございますが、非常に答えに窮するような質問でございます。現在、旭市の予算が大きくなっておりますのは、先ほども申し上げましたとおり、合併の関連事業ですとか、災害復旧の事業、あるいは復興の関連事業というものをやっているから大きくなっているというものでございまして、先ほどもまた申し上げました合併団体と比較しても、1人当たりの数字が大きいというのがうかがえるわけでございますが、こういった数字が大きいというのは、財源として有利なものを活用しているからということも言えるわけでございまして、そんな意味で、何をもって1人当たりの金額が適正なのか、全体の規模というのは幾らが適正なのかというのは、なかなか比較するのは難しいかなと考えております。

ただ一つ言えるのは、今ほど質問の中にもございましたとおり、合併による交付税の算定替の数値が今後減ってまいります。28年度から減ってまいります。これは一般財源が減るわけでございますので、それにきちんと対応していかなければならないわけでございます。そのためには、経常経費の見直しですとか、事務事業の選択と集中、言葉をかりるとすれば、先ほどありましためり張りでございますかね。そういった財政運営を図ることによりまして、継続できるような財政運営を進めていければと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 合併関連事業と震災復興の事業において予算規模が膨らんでいると、そのことは説明をいただき、よく分かりました。近隣及び類似団体と比較して、予算規模が大きいもう一つの僕が感じる要因として、投資的経費の建設工事などの事業量が大きく、しかも箱物を整備すると、その後の維持管理費がかかります。将来のことを十分に考え、人口に見合った予算編成、これを行うべきと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 人口に見合った予算規模を考えるべきというご質問でございます。

ありがたい質問だと思っております。と申しますのも、人口減は避けて通れないものでございますし、何度も申し上げているとおり、地方交付税がこれから減っていくわけでございます。その中でも今、合併特例債、有利な起債を活用する中で、将来に備えたインフラの整備を進めているところでございまして、それができることによって、その後維持管理費が増えていくのも事実でございます。したがって、今後維持管理ということに経費のシフト

が進んでいくのではないかというふうにも思われます。それをきちんと維持管理して、将来に負担を残さないためにも、今市で進めております公共施設等総合管理計画によって、施設を少し統廃合するということを考えるですとか、そういったことも必要なのかなと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本市も人口の減少が予想されておりますが、急に予算の規模を縮小することはできないはずで。行財政改革を進め、市民に不安を与えない財政運営、これをお願いしたいというふうに思います。

（2）の財政指標について再質問に移ります。

健全化判断比率の実質公債費比率と将来負担比率についてご答弁いただきましたが、ともに財政指数においては全く問題がないものと思います。しかしながら、新聞等で報道された財政の悪い市町村、近隣某市も問題がない指数の範疇にあるわけです。では、どのような数値等で財政状況を判断すべきか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） どんな数値で財政というものの健全化を判断するかというご質問でございますが、非常にやはりこれも難しゅうございます。そもそも、先ほど答えました実質公債費比率ですとか将来負担比率というのが、北海道の夕張市に端を発した財政破綻というのでもあって導入された指標でございますので、やはりこの指標を使って判断するという事になってまいります。隣の某市という例も出ましたけれども、隣の某市、確かにこの比率が黄色信号かといったら、そういった数字ではございません。ただ、感じているところとしては、かなり厳しいんだろうなという感じは持っております。そういった中で、一つ今思いますのは、健全化判断比率の中で、実質公債費比率や将来負担比率のほかに、実質赤字比率というのがあったと記憶しております。これは、現在持っている現金が足りなくなったときに数値としてあらわれるものでございまして、全国ではほとんどないというふうに理解しております。もちろん旭市も赤字ではなくて黒字でございますが、隣の某市が今どうなっているか、数字は持ち合わせておりませんが、現金が本当に少なくなった時点では、この実質赤字比率というところに数値としてあらわれてくるのではないかと、あるいは実質赤字比率について全部の会計を串刺しした連結実質赤字比率というのでもございまして、そんなところであ

らわれてくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） なかなかこの数値で財政状況を判断するというのは難しい、そんな中で、いろんな角度から丁寧にご答弁いただいたんですけども、もう一つの角度で平成に合併をした類似団体と比較して、健全な財政運営及び行政サービスの水準は適正であるのか、本市は健全な財政運営であり、将来に不安を与えない数値を得られているのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） これもなかなかお答えに困る質問でございますが、類似団体と比較して行政サービスの水準が適正かというご質問がまずございました。

行政サービスにつきましては、それぞれの団体でいろんな状況があらうかと思えます。置かれている状況があらうかと思えます。旭市は農業に力を入れていたり、子育て施策ですとか、そのほかもろもろの部分についても力を入れている部分がございますが、団体によっては、また別の施策に力を入れているというところもございますので、一概に比較というのは難しいのではないのかなと思っておりますが、ただそんな中でも、旭市が人口がそんなに減っていないということを考えれば、旭市の行政サービスというのは、周りと比べても決して遜色のないものかなとは考えております。

それと、指標の話がございましたでしょうか。これからも健全財政を運営していくのにどうかということでございましょうけれども、何度も繰り返しておりますとおり、有利な財源、こういったものを使うことによりまして、これからも健全財政に努めまして、指標の数値が悪化しないように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、この財政健全化判断指数以外に、健全な財政運営を判断する方法を検討して、市民にお知らせいただきたいと思いますと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） これもまたなかなかお答えしにくい部分でございますが、健全化を

判断するための指標として、国がこの四つの指標、実質公債費比率ですとか将来負担比率などを例として示しているわけでございますので、まずはこれを使って市民に、これまでもお示ししてきましたし、今後も示していきたいと思っております。

それに加えて、市の財政状況を示すのに基金の残高ですとか、起債の残高に対しての交付税の算入割合ですとか、そういったものも、これまでも示して市民の皆様旭市の財政状況は健全だよということを理解していただいておりますので、そんなところを今後も継続したいと思っております。

質問の中では、健全化の指標以外にということでしたが、ちょっと今なかなか思い当たるものが出てまいりませんので、何かありましたら、逆にご提言いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ありがとうございます。

続いて、（3）の財政見通しの再質問に移ります。

交付税に算入される割合の高い有利な起債を起こしている良識の高さが確認できました。しかし、国の出口ベースで見る地方交付税は増額されていないのが現状で、有利な地方債を活用できても、ほかの算入費用が減額されていないのか、この部分について伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 有利な起債を使って交付税に算入されているけれども、ほかの経費が減ってはしないかというご質問だと思います。

確かに議員おっしゃられるとおり、国の交付税の出口ベースの数字というのは、平成23年以降でしたでしょうか、ほとんど横ばいというような状況でございます。それは、国全体の数字でございますので、その中で、これまで起債を借りて起こした事業に対する借金の返済について交付税で面倒を見てくれる経費が入っているわけでございますが、一方、旭市単体で見えてまいりますと、合併特例債などの有利な起債についての返済額は、確実に交付税に算入されております。上乗せをされております。では、全体が国の出口ベースが同じだからほかが減っているんじゃないかということに戻りますけれども、ほかの経費というのは、旭市独特のものではなくて、全国一律のものでございます。それは人口ですとか面積などで計算

される単位費用から計算されるものでございますが、旭市が仮にそれが減っているとすれば、ほかの団体も同じように減ると、単位費用が旭市が増えていればほかの団体も減るというもので、そのベースとなる単位費用の部分に２段階の構成として、もう一つ合併特例債などの償還に充てられる起債の償還というのは上乗せされているというふうに考えておりますので、旭市としてはきちんと交付税は増えているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○１番（林 晴道） 合併特例期間が終わりに近づいていると、地方の景気も低迷する中、国からの普通交付税縮減幅、これ緩和が最も望ましいものと思いますが、そのあたりの総務省の見解と状況、また本市が合併後に抱える行政課題に対して一本査定の底上げの検討などはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 合併自治体に対する交付税の漸減といいたいまいしょうか、そういった措置が当初から決まっていたわけでありまして、そういった部分では、緩和措置といいたいまいしょうか、9、7、5、3、1というような状況で5年間というようなことが、当初そういった想定であったわけでありまして、そのことについては、自治体、市長会をはじめ、いろんな部分で国に要望して、そういった従来どおりの縮減ではなくて、もう少し緩和をしていただきたい、そんなような要望は随時、県の市長会、あるいは国へ行った際の要望事項として挙げておりますので、そういった部分では、はっきりまだそういった状況がつくられてはいないわけでありまして、恐らく国にも要望が、各全国の合併の自治体から入っていると思いますので、そういった方向で進むのではないかなと期待をしているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○１番（林 晴道） 本市の現状として、基金額は多くなっておりますが、起債額は減少傾向にはなく、交付税もここまで伺ったところ、大幅な増額は見込めないようであります。そのため、今後起債の発行に当たっては、中長期的な視点に立ち、標準財政規模や将来負担比率など勘案して、適正な発行額に努めていただきたいと思いますと思いますが、限度額に対し、適当な起債額の考えと今後の地方債発行に対するお考えをお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 適正な起債の発行はというご質問でございます。

なかなか答弁しにくいところでございますが、起債につきましては、必要な事業に対して現在の世代だけではなくて、将来の世代にも負担をいただくということで、公平さを求めるという一面がございますので、必ずしも起債がいけないものだというふうには考えておりません。そういった中で、枠としてというお話もございましたけれども、合併特例債についてだけ申し上げますと、全体の発行可能枠の中の、現在半分ちょっとぐらいを消化したところでございますが、残っている大きな事業としては、庁舎が大きなものとして残っておりますが、起債枠目いっぱいにお使いという形での計画は今持っておりません。

そのほかの事業に対する起債につきましても、交付税の算入のあるものを選んで起こしていきたいと思っておりますし、起こす額につきましても、あまり過大にならないような形で起こしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、5項目、行政改革について、（1）改革の推進と今後についてから再質問に移ります。始めさせていただきます。

昨年度の行政改革推進課の経費と削減した金額について、また、行政改革推進課がなければ削減できなかった事業や金額等の実績についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、行政改革推進課の昨年度の経費と削減額、それと課がなければ削減できなかった事業や実績というお尋ねでございます。

まず、経費等の関係でございますが、行政改革の効果ということにつきましては、行政改革アクションプランに掲げました取り組み事項の目標達成におきまして、毎年度進行管理を行っております。この中で、削減の効果額で挙げられるものは、人件費の削減であるとか、事務事業の再編、公共施設等の統廃合が考えられるところであります。また、歳入の確保としまして、未利用資産の売却の推進等がございます。

昨年度の実績の中では、まだ決算が取りまとめ中でございますので、平成26年度の実績ということでお答えをさせていただきますと、経費節減の効果額と歳入の確保の合計は、10項目で約1億1,000万円となっているところでございます。これに対しまして、行政改革推進課の経費、こちらのほうは人件費と推進費ということで、約5,500万円ということになります。

お尋ねがありました、課がなければ削減できなかった事業や実績ということでございますが、この辺につきましては、ただいまの平成26年度の実績がそれに当たるのかなと、そういうふうにと考えるとござります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 行政改革、効率的に改革を行うには、経費の削減と自主財源の確保が大切であります。自主財源の根幹をなす市民税の確保が必要でありますので、徴収率を上げる取り組みについてお尋ねをいたします。

また、未申告者の人数及び未申告者への対応についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、収納率の向上を目指しての主な対策ということで、市広報紙等に税の特記事項を掲載し、納期内納付を推進しております。また、納期内に納付がなされていないときは、督促状、催告書等により滞納処分の注意喚起を行いますが、それでも納付意思に欠ける方には、滞納処分等を実施しております。これに加えて口座振替納付の推進をはじめ、休日・夜間納付窓口の開設を実施しております。

また、未申告者についてでございますが、未申告者の数ですが、平成25年度614人、26年度613人、平成27年度、これ、まだ結果は出ておりませんが、見込みとして512人という状況でございます。この方に関してはどのように指導しているかということで、当初課税処理後に扶養者確認を実施し、その後、未申告者に対して収入状況申告を行うよう文書

で催告を実施しております。また、広報で申告書の提出の記事を掲載するなど行っております。このほかに、この後、9月から10月の間、文書催告に応じなかった者のいる世帯へ戸別訪問調査を実施し、直接申告指導を行う等実施しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 未申告者600人、500人という数字、ちょっと驚いたんですが、日本国憲法第30条に納税の義務が記され、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うと規定されています。そこで、納税の公平・公正を期すために、どのような今後取り組みができるのか、考えているのか、お示しをお願いします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議員ご指摘のとおり、未申告者があってはならない、納税の義務が必要かと思っております。先ほど申しましたように、未申告者に対しては、所得がないからということで、収入がないからということで申告しない方もおりますけれども、そういう方でもさまざまなほかで軽減等の措置がございますので、それを周知していきたいと考えております。

また、滞納に関しては、担税力があるのに滞納しているという方には、給与、それと保険、預貯金等の財産調査を実施し、納めていただくという方針でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、（2）です。事務事業評価についての再質問に移ります。

全体の何割の事業を評価し、一般会計全体額の何割の削減となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、何割の事業を評価して、削減の予算に対する割合ということでございますが、こちらにつきましては、27年度の一般会計の予算では約380事業ございまして、その中で、その13%程度を評価しているということになります。

それで、28年度当初予算額282億7,000万円に対しての割合でございますが、こちらでは予算額が大きいというところもありますけれども、0.05%ということになります。

ただ、この事業費ベースで計算しますと、事業費の合計が13億4,000万円程度でございますので、約1%程度は削減になっているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 事務事業評価を実施した事業と、その他の事業というものはあるわけですが、いかなる分け方をしているのか、また、法令等により実施が義務づけられており、本市に事業量削減の裁量がないものが何割程度あるのかお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、市に裁量がないという、国の法令等によるものというところでございますが、こちらにつきましては、扶助費、統計調査費、選挙費、戸籍、年金、被災者支援などを考えておりまして、約50の事業ということで、そのほかに基金の積み立てであるとか、特別会計の拠出金、負担金などを除くということで、こちらが20事業ということであります。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、市長にお伺いしたいんですが、僕は責任世代といたしまして、次世代に高負担を強いることなく、将来に持続可能な財政運営と公共サービスを行うためには、この激変する社会環境に耐え得る進化した体制の構築、これが必要であると考えます。評価結果に基づき、再編・整理を迅速かつ大胆に行うべきと考えますが、明智市長の見解をお示し願います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この3年くらい事務事業評価をやっているわけでありましてけれども、ただ一つ気になる、私が気になっていることは、政策的な部分も事務事業評価に入れられるということは、多少抵抗があるということもありますけれども、新しい政策でも二、三年たった部分は、きちっと事務事業評価もやっているということでありまして、こういった事務事業評価というものは、これからの財政を考えた場合、全職員にも意識をしてもらうという意味からも非常に大事なことではないのかなと、そのように思っているところでありまして、これからの無駄のない行政運営ということの中で、きちっと事務事業評価をしな

がら、仮にどれだけ削減できるかという部分というよりは、先ほど申し上げましたように、職員そしてまた市民全員にも理解をもらうということが大事なのかなと、そのように思って、これからもしっかりと継続していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、（3）の公共施設等総合管理計画について再質問に移ります。

この事業は、市民生活に広くかかわりのある市の計画ですので、先ほどご答弁ありましたが、パブリックコメントを実施するものと思います。しかしながら、これまで本市の行ってきたパブコメは、本当に市民が提出者であるのか検証は行っていないと聞きます。成り済ましや複数提出が可能なこの状態で、どの程度参考とするお考えなのか。

また、これまで実施した過去の意見数を考えますと、声高な少数意見を参考としているようですが、もの言わぬ大多数への認識はいかがなものか、お示しをお願いします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、ただいまのパブリックコメント、こちらのほうのご質問にお答えをしたいと思います。

こちらにつきましては、市のほうでパブリックコメントの実施要綱というのを定めてございます。その中で、今議員おっしゃいましたように、市民生活に広くかかわりのある計画の策定に当たっては、ちゃんと意見を聞きなさいよという話のように規定をされているところでございますが、今回もこちらの要綱に基づきましてきちっとパブリックコメントを実施しまして、いただいた意見はそれに反映させていただくということで考えているところでございます。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（浪川 昭） これは、意見をいただいた中で、当然反映できるものは、これはしていかなければならないのかなということを考えております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（浪川 昭） その辺につきましては、現状では特にその辺の考えというか、まだまとまっていないというか、あくまでもその要綱の中で実施していかなければならないのかなというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 市民の貴重な財産である公共施設を次の世代にしっかりと引継ぐため、本年9月にこの公共施設等総合管理計画を策定すると、その計画を踏まえて、最適な施設の総量や再編など、統廃合のあり方に対する取り組みについて、これ検討するとありますが、この部分に対してお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） 今後、計画の周知とか、その辺ということで、これは広報にも出させていただいたり、ホームページ等々でも当然掲載するというところでございまして、ただ、それだけではまだ足りない部分とかいろいろあると思いますので、いろいろな場面を捉えまして、市民の皆さんに理解をいただけるような説明をしていければなというふうなことを考えている状況でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、時代に即したまちづくりには、施設の統廃合が必要となり、それには地域の事情や各種団体のご要望、この調整が難題です。残念ながら、本市は明らかに改革の速度が遅い状況で、市長の任期は来年の7月、我々議会は12月です。また、この議場にいる優秀なベテラン幹部職員の皆さんも数年後には定年退職がございます。ここは、明智市長の力強い政治・行政手腕のもとで、現在この議場にいる全員が一丸で取り組むべきと、また、僕自身、責任世代を代表して精一杯活動することを決意申し上げ、最後に、明智市長の施設の統廃合への早期取り組みに対する見解をお示し願ひまして、今回の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ただいま、本当に貴重な今後の市政運営についてご指示をいただいたところでありまして、そういったものを本当に肝に銘じて頑張っていきたいと、そのように思っております。公共施設等の総合管理計画ということの中で、この9月ごろに策定をするわけでありまけれども、統廃合につきましても、これから部門ごと、分野ごとに、もっと具体的な方策を検討していくような時期になると思います。公共施設の統廃合については、

本当にここにいる方、そしてまた職員、それぞれがみんな必要だという思いは、きっと市民も全員が持ってくれていることと思います。ただ、しかし、その施設には利用者がかなりいるわけでありまして、一気にもう駄目だと、これは必要ない、壊そうというわけにはいかない状況があるわけでありますので、そういった部分では、きちっとこれから分野別、部門別の検討を加えながら、将来5年、10年、15年、それを見込んでの統廃合、そういったものを真剣に議論していかなければならない時期ではないかなと。例えば学校の問題、そして公民館の問題、あるいは各施設の問題、そういった部分で、すぐ5年先にやれって言うてもなかなか難しいわけでありますので、少なくとも10年後の旭市の公共施設はどうあるべきか、そういったことからまず統廃合を進めていきたいと、そのように思っているところであります。

今、未利用の市有地も結構あるわけであります。特に飯岡中学校の跡地、海上中学校の跡地、海上中学校はまだ庁舎の問題がありますので、なかなか議論するところは難しい部分がありますけれども、飯岡中学校の跡地あたりは、今後の旭市の本当の財産としてどんなふうにご利用していけばいいのか、そういったことも含めて検討するというような今状況でありますので、早速にでもそういった今後のあり方を議論する委員会をつくりたいなと、そのように思っているところでありますので、議員の皆さん方にもいろんなアイディアを、お知恵をおかりしてやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。訂正がありますので、お願いします。

○行政改革推進課長（浪川 昭） 申し訳ございません。先ほど事務事業評価のところ、全体の何割の事業評価をしているかというご質問がございました。私のほうで13%とお答えをさせていただいたんですが、こちらを約2割ということで修正を願ひたいと思ひます。申し訳ございません。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（平野忠作） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願ひます。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 17番、滑川公英、平成27年旭市議会第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

来る7月10日は参議院議員の投票日です。法律が変わり、今年から18歳から投票できるよ

うになりました。高校生の新有権者の皆様も、棄権しないでぜひ投票していただきたいと思っています。

千葉県地方区は、三つの議席を各政党が争うわけですが、有権者の皆様には、これからの日本をよりよくするよりよい選択をしていただきたいと願っております。

一般質問は3件です。市民の皆様に分かりやすく、簡潔明瞭な答弁を期待しています。

大きい1として、道の駅季楽里あさひについて。

産業振興、地域振興、観光振興、道の駅防災機能を目的として、昨年10月17日にオープンした道の駅季楽里あさひの半年決算について、ごく少数の人にしか決算内容が分かっていないと思いますので、半年間の事業計画と結果について何点かお尋ねいたします。

実績について、計画では売上げが2億1,200万円、7部門とかあるんですけれども、農産物部門、畜産部門、加工部門、海産物部門、その他加工部門、飲食部門、テナント管理部門、イベント部門等です。道の駅全体売上げの総利益が5,117万円で、販売管理費が7,140万円、差し引き2,023万円の赤字を見込んでいた計画ですが、現実には売上げも利益も計画より大幅に上放れしていると思いますが、詳しい内容をご報告願います。

2番目として、出店者数の変動について。

オープン1年前から生鮮野菜出荷者は計画の150名に比べ、88名と大幅に下回ったままスタートしましたが、開店後どのような動きなのか、計画と3月末の現状についてご報告をお願いいたします。

大きい2として、自治組織について。

この質問は、3の消防団についてと関連しています。行政は、公平性・公共性や正義を保つことが根底にあると思いますが、1として、平成27年度の各行政区への加入者数についてお尋ねいたします。

旭地区、世帯数が1万5,459、自治会加入戸数が9,504、加入率が61.5%。海上地区、世帯数が3,892、加入数が2,499、加入率62.9%。飯岡地区、世帯数が3,678、加入数が2,640、加入率71.8%。干潟地区、世帯数が2,278、加入数が1,805、加入率79.2%です。旭市全体では、世帯数が2万5,307、加入数が1万6,398世帯、加入率64.5%とのデータです。これは27年4月1日現在のデータです。旭市全区148区の中で、35.5%の世帯数が自治会に加入していない現状ですが、今年6月1日現在は外人を含め、女性3万3,242人、男性3万3,077人、計6万7,319人、2万5,623世帯となっておりますが、行政区への加入者数ではどのくらいなのかお示し願いたいと思います。

(2) 社会福祉協議会負担金について。

社会福祉協議会負担金だけではなく、各種募金なども原則自治会加入世帯に各自治会経由でお願いされていると思います。各種負担金、募金等の1世帯当たりの金額等の内容について詳しくお示しいただきたいと思います。

消防団について。

先日の実戦ポンプ操法大会は、大変ご苦労さまでした。東日本大震災、鬼怒川決壊の常総大水害、熊本大地震と消防団はなくてはならない大事な組織ですが、バックアップ組織の少子高齢化で、我が旭市でも格差が進行しています。再編については、3月議会でも質問いたしましたが、3町では16部が再編されましたが、なぜ旭地区では再編しなかったのか、この理由をお示しいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えいたします。

消防団の再編ということで、私のほうからお答えをしたいと思います。

合併して11年になろうとしておるわけでありますけれども、消防団も当時は18分団64部あったわけであります。それで、やはりこれは多いのではないかなというようにことで、当時の団長さん、4地区ありましたけれども、団長さん方と話し合いまして、理想の形といいたうか、そういった部分の中では、16分団47部がよいのではないかな、団員数も当時は1,052人おりましたけれども、それを800人切る750人くらいを目標に進めていこうというようにことで、消防本部、消防団幹部、そういった部分の中で会合に会合を重ねてきたわけあります。ただ、団幹部だけ、消防本部だけで話をしているということも非常に片手落ちということもありまして、地域の消防団のそれぞれの分団の役員、そういったものも含めながら、そういった方向でいこうというようにことで決めたわけあります。

今現在、先ほど議員がおっしゃられましたように、旧3町、当時はかなり多く団員数もありましたし、分団数も多かったわけあります。それを3分団ずつ9分団にしました。それで、部は9部ずつ、3分団の中で1分団が3部ずつでありますので、9部ずつに3地域にしていたいたわけあります。そのことが旭の再編は何でしなかったのかということでありまけれども、私は消防団の活動のエリア、そういったものも地域の範囲、そしてまた人口

密度の問題、また、それぞれ団の歴史、伝統、団員の確保の問題等々、かなりの再編の中ではいろいろな議論をしなければ、調整をしなければならない問題があるわけであります。旧旭市の7分団の21部体制、それが7分団の20部体制になったわけでありますけれども、私は、旭市は旧7分団の20部体制が最善ではないかなということで、旭を基本として旧3地区もそのような体制をしいたわけであります。いわゆる小学校学区1分団というような形でやるのが公平ではないかなと、エリアとか人口密度、そういった部分を考えて、そういったことで今きたわけであります。

議員が3月議会でもお話がありましたように、100人に1人くらいの団員数ということが、どこからそういった基準が出たのか分かりませんが、旧旭地区の消防団は、人口4万人のところ、今340人であります。100人に1人も満たないような状況でありますし、そういった部分で、この旭を再編するということは、最初から計画にはなかったわけでありますけれども、ただ議員のおっしゃるように、地方を守るといような部分の中で公平・公正が少しでも行き届かなければならないというように思っているの中では、まだまだ少し検討していかなければならない部分もあろうかと思っておりますので、今後とも消防団、消防本部に十分検討させていきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、道の駅季楽里あさひについてお答え申し上げます。

（1）の半年間の実績について説明いたします。

昨年10月17日に開業いたしました道の駅の平成27年度の半年間の入場者数と売上げについて申し上げます。来場者数は58万8,000人、全体の売上げですが、滑川議員おっしゃったとおり、計画では2億1,200万円、この数字ですが、実はテナントが施設使用料のみの計上でしたので、このテナントを売上げで換算いたしますと、2億1,200万円ではなく、計画のほうの数値が2億4,228万円となります。この計画の2億4,228万円に対して、実績では3億7,064万7,000円となり、率にしますと153%となります。なお、全体の売上げとは、直売、レストラン、テナント、外売りの販売の合計額であります。指定管理者である株式会社季楽里あさひの収支ですが、約700万円の純利益を計上しております。

続きまして、（2）出店者、出荷者の状況はどうかということのご質問です。

まず、出荷者数についてですが、開業前の9月の時点、この時点では219名の出荷登録で

ありました。現在は296名の登録をいただいております。

部会ごとに申し上げます。農産物、開業前出荷者101、現在出荷者116、加工品部会、開業前64、現在出荷者101、畜産物、開業前15、現在出荷者13、水産物部会、開業前12、現在出荷者16、花木、開業前出荷者33、現在出荷者36、手工芸品部会、開業前19、現在出荷者30ということで、実質の人数で申し上げますと、開業前が先ほど申し上げました219、現在出荷者が296名という状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課のほうからは、2番目の質問、自治組織についてのうち、（1）行政区等への加入者数ということでございます。

議員お尋ねでございますけれども、28年6月1日現在ということでございましたが、総務課のほうで把握しておりますのは、4月1日現在で各区から報告をいただいております。さらに世帯の人員まで含めて報告をいただいているものではございませんので、世帯数ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、平成28年4月1日現在、旭市全体での世帯数は2万5,590で、各区からの申し出による加入世帯数は1万6,298、加入率は63.7%となります。昨年から比べますと0.8ポイント減となっております。

地域別ということもございました。旭地域、これは1万5,649世帯に対して、加入世帯9,445で、加入率60.4%。海上地域、3,944世帯に対して加入世帯2,438で、加入率61.8%、飯岡地域、3,709世帯に対して加入世帯2,625で、加入率は70.8%、干潟地域、2,288世帯に対して加入世帯1,790で、加入率は78.2%となっております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） いいですか、滑川議員。今もう一度答えますので。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、回答の冒頭に申し上げましたけれども、各区の加入している世帯は分かりますけれども、その世帯の構成員というところまで求めて総務課で統計をとっておりませんので、加入世帯にかかわる人員の積み上げというのは総務課にはございません。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） 加入者数は、申し訳ないですけども、総務課では把握しておりません。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） では、総務課長、もう一度。

分かりやすく説明をお願いします。

○総務課長（加瀬正彦） その加入している数、これは人数ということで把握いたしますれば、それは持っておりません。出ません。

○議長（平野忠作） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、社会福祉課のほうから、大きな2番目の（2）社会福祉協議会の負担金についてとありますが、ご質問の中で各種募金の1世帯当たりの金額はということでございました。

この5月に区長さんのほうへ社会福祉課のほうから依頼してございますのは、日赤の社費募集、それと社会福祉協議会の会費ということでございます。

まず、社会福祉協議会のほうは、1世帯当たり800円をお願いしてございます。それと、日赤の社費につきましては、1世帯当たり500円というところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、1番目のほうから再質問させていただきます。

来店者数、お客様1人当たりの売上げ金額の、これも事業計画と現実にはどのくらい差があるかお示し願いたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 計画のほうでは平日1,000円、土日1,500円というような計画で売上げを算出しています。

実績のほうですが、土日、平日というような集計ではなく、月で平均を見ております。その数字を申し上げます。半年間の合計の平均ですと、1人当たり1,285円という客単価になっております。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 建設準備委員会の会議の中では、売上げが計画ではちょっと甘いんじ

やないかと指摘しましたが、船井総研、それから企画課の説明どおりの事業計画で了承された経緯なんですけれども、この半期決算から28年度以降のもう4年間に対する事業計画の修正はするのしないのか、その辺もお聞きしたい。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） あくまでも、あの時の計画は低成長パターン、議員よくご存じのとおりだと思います。

低成長パターンで算出した結果、このぐらいの経費であればこういう採算が見込めるというシミュレーションを前提とした計画というふうになっております。ですので、結果的にはよかったというのは、計画に対してよかったというようなことで、決して楽観視しているわけではございません。

速報というような形で、3月の決算が株主総会のところに報告されて、今その数値の、まだ細かい分析等はこれからですが、数値を今答弁申し上げました。今後、28年度の事業計画につきましては、また株式会社季楽里あさひのほうで作っていくというふうに聞いておりますので、その数値が修正されるかどうかというのは、ちょっと伺っていないような状況です。以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 3月に決算は終わっているわけでしょう。第三セクターでも株式会社ですよね。細かい数字が出てこない、それから来年度の事業計画が分からないんじゃないでしょうか。誰が経営しているんですか。

それで、これは質問ではありませんよ。ぜひ実行するのが当たり前ですよ。

今から質問するのは、第4回目の質問は、当初から万引きが横行したのをご存じですよね。それに対する対処はどのようにしたのか。

それと、今企画課が答えたことは、事業計画と今回の3月決算の対比を一覧表で議員の皆様全部、この一般質問が終わったら配っていただけることになっておりますので、皆様、よくご覧ください。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 万引きについての対策はというご質問です。

確かに、最初のころはそういうお話を伺っていましたし、道の駅の会社のほうにつきまし

でも、その対策ということで対応していました。その主なものを申し上げますと、盗難対策としましては、防犯カメラによる監視、それから従業員による監視の強化、それから警察への協力依頼、張り紙による警告などを確認しております。その結果、最近では万引きはもうかなりなくなって、一例だけ、かごか何か、手提げみたいなのが盗まれたというような報告は受けています。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５９分

再開 午後 １時 ０分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） 先ほどは出店者数の増減についてということで、だいぶ参加していただける方が多くなってきて一安心しているところです。

そこでちょっと心配なのは、先ほどの継続、これ同じなんですけれども、なぜ細かい数字が決算が終わっているのに出ないんでしょうかね。もしこれが税務署に申告していないということになったら、違法になるんじゃないですか。決算内容を、ＰＬ、ＢＳを出していないということになっている。ここに提示できないということは、はっきり分からないということとは出していないという方向にとっちゃうんですけれども、そうなんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、先に、午前中に答弁させていただきました内容に若干間違いがありまして、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

平均客単価の答弁で、計画の中での客単価の想定を、平日と休日に分けて１,０００円、１,５００円と申し上げましたけれども、同じく１,０００円、休日に限らず客単価は１,０００円ということで、入場者数が１.５倍でしたのでちょっと勘違いしていました。

それと、決算における最終の客単価ですが、１,２８５円と先ほど申し上げましたが、１,２９１円

ということで修正させていただきたいと思います。失礼いたしました。

それと、今のご質問ですが、決算のほうが終わっているんじゃないかということで、その辺につきましては、取締役会それから株主総会が済みまして、先ほどのP L等の資料は出てきて決算の報告は受けてございます。

今回の滑川議員の一般質問の中で幾つか頂戴いたしました質問の内容ですが、最終的には9月の議会におきまして決算の報告事項と事業報告を併せまして行う予定でありましたので、今回は概略速報値的な答弁とさせていただいたところであります。

それと、この一般質問が終わった後に資料の提出ということで議員からありましたが、これも今、概略決算内容をまとめましたので、委員会を通じて議員全員にお配りしたいという考えであります。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 概略ということはないと思うんですよね。税務署に出す書類を概略、何考えているんです。これは今、先ほどの質問に対してまだ答えになっていないから言っているんですよ。議会には概略でもいいでしょうけれども、私は先ほどの質問で、税務署に決算処理をしてあるわけでしょう、2か月たっているんですから。それが概略、じゃ違法じゃないですか。そういう報告というのはないでしょうということ。税務署に申告していないということ。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それらの書類につきましては、9月の議会において報告事項の中できちっと提出することになっております。そういうことでそういう説明をさせていただきました。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 議会の中にいる方々も、ほとんどのきのうの東京都の都議会と同じで納得する人いないんじゃないですか。

次ですけれどもね、第三セクターの取締役会というのは本当に機能しているんですか。申告したらちゃんと市議会にも報告があって当たり前な、まともに旭市は資本金の7割を出しているんですよ。それを中途半端でいいんでしょうかね。

それで、この経営というのは誰がCEO、最高経営責任者なんですか。現場が責任者なんですか。現場にもトータルとして8人ぐらい職員がいるわけですよね、健康保険払っている、

年金も払っていると、そういう方々がいるわけでしょう。それだったらちゃんと第三セクターとして決算内容を議会に、もう申告が終わっているわけですから、提示しても当たり前じゃないですか。ＣＥＯは誰がやっているんですか。普通であれば、取締役社長、市長がＣＥＯですよ。常勤の駅長がやっているんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 最高経営責任者は取締役の一応社長ということで私にあるわけでありまして、取締役会も株主総会も終了した時点で、その報告は９月議会にしようというふうなことで取締役会でもそういった承認をもらって、９月議会で製本というか、ちゃんとしたものも作らなければならないということで６月議会には間に合わないかなというような話があったもので、そういった取締役会で経緯があったところであります。

ただ、高根税理士に最終的な決算の整理をお願いして、税務署へは申告済みということで取締役会には報告がありました。ただ、議会に製本をして報告をするというのは、ほかの報告事項が９月にやるもので、９月というふうなことに統一しようというように思いで、取締役会ではそういったことで話があったわけでありまして、今回初めてということもありまして、次からは決算ができ次第、議会に報告をするというような方向で取締役会にもはかっ

ていきたいと、そのように思っておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） どうもありがとうございました。

じゃ次、自治組織についてに移ります。よろしくお願いいたします。

行政が各区長さんをお願いし、配布ないしは連絡している情報は、加入していない約４,５００戸、これはどのようにして伝達しているのでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、広報があります。広報につきましては、新聞折り込みということで全世帯配布を目指してやっている。ただ、新聞をとっていない世帯もありますから、これらについては公共施設等に置いてそれぞれ見に来ていただけるようになっている。そこに来れば全て配布できるようになっている。それから、申し出があれば広報については郵送も一部実施しているところでありますので、これは必要最低限になってしまうかもしれませんが、そういったものはまずやっている。

それから、戸別にどうしても知らせるべきもの、例えば今回、福祉給付金とかそういう形でのものがあれば、それらはもう完全な戸別通知になるということになります。

区長さんをお願いしているところというのは、非常に大きなもの、例えば今度海岸清掃がありますよとか、ごみゼロですよとか、そういったものが中心になっていると今は想定しています。

いずれにしても、確かに加入率、相当低い状況で約3分の1の世帯の方が入っていないという状況ですので、これらについても加入を促進していかなければいけないというのは市としても考えているところであって、それは重要なことであると、そのように認識しています。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 私がその加入率を皆さんにお示したのは、最終的には行政の、自分らがとる分は権利がありますよと。でも、一般のあとの35.5%以外、64.5、その方々が負担している責務を何にもやらないでいいのかということなんです。逃げられるなら逃げられたままがいい、これは民主主義に反することじゃないですか。

これは、これから言う消防団も同じなんです。自治区に入っていなかったらどろんでくるんでしょう。今はやりのドローンじゃないですけどもね、それはよくないと思いますよ。これはやはり簡単に言えば脱税に近いものでしょう。権利は主張するけれども、責務は知りませんよじゃ。

税務徴収もいいでしょうけれども、この辺の不公平というのは絶対なくすべきではないかと思うんですよ。だから、私は戸数のほかに、4,500戸の中の内容が例えば1戸2人ですよとか、1人ですよとか、そういう家庭がどのくらいあるのかなと思って人数を言ったんですよ。そういうところは恵まれない家庭もあるかもしれないし、潤っていてもそんな嫌だよと、協議会の負担金も嫌だよと、赤い羽根も嫌だよ、緑の羽根も嫌だよと、それはおかしいと思うんですよ。逃げられればいいというものではないと思うんですよ。こういうことで私はこの2番と3番を質問しているんですよ。

それと、1番についての最後の質問なんですけれども、自治区の区長さん方がお金を集めても振り込みがないんですよ。例えば協議会に振り込みすればいいわけなのに、区のお金を会計とか、副区長とか、区長がおろして市に持っていく。これは20年たっても今も同じじゃないんですか。なぜこんなに簡単にできるやつが、振り込みできるやつがなぜやらないんです。税金だけは夜もやっていますよ、税金取りますよと言うけれども、こういう負担金と

か義援金、義援金は違うかな。でもね、緑の募金なんかというのは強制的にやって、持っていきたい感じがでしょうよ。全部1か所ないしは2か所でも、3か所でもいいですよ、振り込み先を提示して、区長さんなり会計さんにそこに振り込むようにするのが常識じゃないですか。何にもやっていませんよ。私が区長の時に、加瀬五郎市長に提案してもやっていませんよ。それで、今に流れていますよ。

なおかつ、職員の方々はどう思うか分かりませんがね、なぜウイークデーに区長会をやらないんですか。これは歴代の区長会の方々にみんなクレームがついていますよ。何回か私も言っていますよ。

そのほかに、区長会を招集する時間、皆さんの都合のいいようにやっているかもしれないですかね、2時とか1時半とか。どうせそんなに長い時間でなかったら半日休まないでも済むわけでしょうよ。みんなリタイアした人ばかりじゃないですよ。現職の方々もいっぱいいるわけですよ、区長さんやっているのは。なぜそういう方々に負担をかけるような招集をするのか、招集日時を決めているのか、月曜日から金曜日までしかやらないのか。これも即刻改革していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 行政区の話から行政全体の話にちょっと移ったような感があります。あくまでも区の組織というのは、それぞれの長い歴史があってその区の成り立ちというのがあります。その区の中でそれぞれがたどってきたもの、それはその区にしか分からない事情等もありますから、そのところを全て一律にするというのはなかなか難しいのかなと。まず、加入の話ですけれども。

その中で例えば今、国勢調査をやりますと、持ち家とそれからアパートとかの比率が分かります。実は27年国調の数字はまだないんですけれども、22年国調でいけば、持ち家は77%ぐらいしかない。ということは、23%の方たちはいわゆる借家に住んでいるということになります。そういったところについては、その区の事情で借家は区に加入させないとか、そういう形を実はとっているところも現実にある。

そういったところで、そうすると23%ぐらいは、裏を返せば、もうそういった区に入らない世帯になってしまう。そうすると、確かに10%ぐらいの方たちは自主的に区に入らない方もいるんだろうと思います。

そういったこともありますので、市としては、まず区に加入していただきたいというのは

率先して啓蒙していきたいと。今、転入者につきましては、うちのほうもチラシを作りまして、そこでぜひ区に入っていただきたい、区の有意義さ、何かあったときの共助のためにもなりますよというようなことを記したものをお配りして区の加入促進に努めたいということがまずあります。まず、それが加入率の関係です。

それからもう一つ、それぞれ、今振り込みができないと言っていたのは、多分一番最初のところで社会福祉協議会の関係の質問もありましたからそこら辺で振り込みができない、持ってこいという、そういう話だったんじゃないかなというもあります。ただ、それもそれぞれの、どうしてもその場でやりとりしなければならないものというのがあるようなので、その部分で不都合なものがあれば、それは総務課としても改善させるように努力はしていきたいと、そのように考えます。

それから、区長会を招集する時間、確かに区長全体を集めるものというのは年に数回しか、2回か3回だと思うんですけれども、それ以外のところで申し出があれば、例えば干潟地区の区長さんが集まるときには夕方に集まっていますよとか、そういうのは適宜、その要望に応じて実施しているところでもありますので、その辺は改善する余地は当然ありますので、しっかりと意見を聞きながら進めてまいりたいと、そのように思います。

あと、全てのことが議員おっしゃるようにできるのかどうかというのはなかなか難しいところも現実にあると思いますけれども、その部分は検討させていただきたいなと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 私が強制して口座振替をしろとか、日時を決めろとかと言っているわけではないんですよ。そういうような声が毎年の区長会に参加するたびにあるから、やはりそういう声を酌み取るのも執行部の責任ではないんでしょうかと言っているんですよ。何も振り込みしたくなかったら持ってくればいいだけの話ですからね。違うんですか、簡単に言えば。そうしたら、取りに来いって。怒られますよ、本当に。

ですから、強制じゃないけれども、やはり区長さん、皆さんボランティアでやっているわけですよ。ですから、そういう方々の意向もやはりずっと同じじゃなくて、時代が変わってきて忙しい、70歳になって忙しい方々だってたくさんいるわけですからね、そういうことについてもっと考え方を改めて改革していただきたいと。振り込みしたい人には振り込んでもらう、持ってきてもらいたい人には持ってきてもらう。こんなの常識じゃないですか。

では、消防団に移ります。

市長は、3月議会で団員数の問題、各地区の……

○議長（平野忠作） 滑川議員、（2）のほうはいいですか、飛ばしますか、これは。

○17番（滑川公英） 両方一緒だからいいです。

○議長（平野忠作） いい。

○17番（滑川公英） はい。

○議長（平野忠作） じゃ、どうぞ。

○17番（滑川公英） 同じような質問をしているんでね、くどくやっても飽きられるだけですから。

では、大きい3の消防団の再質問ね。

市長は、3月議会で団員数の問題、各地区の負担金の問題、不公平があるかもしれないと答弁しています。団員負担金は各区長、消防団幹部で解決できれば問題提起は私はしませんよ。利害関係があるから結局は駄目なんですよね。

旧旭市は、6分団の4部もあったんですよ。7分団が1部しかなかった。7分団の2になったときには、これは行政側から地元には関係なくそういうことをやったんです。もう改革するにはそれしかないんですよ。泣いているところがあるけれども、潤っているところは誰もちょっと頂戴よと言ったってくれるわけないでしょうよ。それは市長、長く消防団やっていますからよくお分かりのことだと思います。

私は、消防団の倉庫とか、消防団の報酬について言っているわけじゃないんですよ。再編しろということは、例えば1,119戸で20人を出している部、それから140世帯で15人出している部、これが旧旭市の今の現状なんです。そのほかに200戸台が何人もあると、700戸台、1,000台があると。これは公平じゃないと言っているんですよ。

市長はすぐ金額とか、団員の数と言っているけれども、要するに出しているところの基礎がもう全然狂っているから言っているんですよ。何十年も、少なくとも昭和50年、40年間変わらないんですよ。

ところが、皆さんご存じのように、もう地域格差、要するに人口格差が出ていて、もう何年も消防団はやらなくちゃしょうがない。事によったら一生やらなくちゃしょうがないんじゃないかと、そういうところまであるんですよ。

それで片方は、例えば1,119出しているところは2年やったら終わりですよ。これでは同じに安心・安全を旭市に提供していて、なぜそういうようにバックヤード、要するに区が小さいところほど泣かなくちゃしょうがないんですかということなんです。もうちょっとそ

れを平らにしていだきたいと。

計算すると、465戸で旭市は一部が平らなんです。合併する前は485くらいあったんですよ。あまりにも、例えばこれが500でもいいですよ、140だったら360世帯数が少ない。一番多いところは600、700近く多いと、これは不公平だと言っている。だから改革していただきたいと言っているんですよ。

行政が出す消防団倉庫を全部改築しますよ、消防団に報酬をあげますよと、そういうことを私は言っているんじゃないんですよ。基礎が崩れていると言っているんです。何とかしていただきたいんですよ。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 滑川議員のおっしゃっていることも十分分かることは分かりますけれども、先ほど申し上げましたように、先ほど総務課長から話がありました自治会の問題、区の問題、それも多いところと少ないところ、いっぱいあります。それを一並びにして行政からこうやれ、ああやれと、そういうことになったら、じゃ行政がみんなやればいいんだねというようなことにもなりかねないわけでありまして、消防も同じことが言えるわけでありまして、今、400人で均一な戸数で一部を持たせると、そういうことができないのがやはり今の消防団の、自分たちの地域は自分たちで守る、いわゆる自助、奉仕の精神、それが消防団の一番大事な部分でありまして、自分たちの地域を自分らで守ると、そんなような思いでこの長い長い歴史があるわけですよ。

そういうようなことの中で今推移をしているわけで、それを行政が全部定規ではかったように決めるということはなかなか、先ほども申し上げましたように、活動の範囲、エリア、地域の広さ、そして人口密度、あるいはまたそれぞれのプライド、歴史、そういったものが各部にはあるわけですので、そういったことの中で小さい区で一つの部を持っているということは、団員数を少なくしたり、団の予算を区でもう少し減らしてくれと、区の問題だと私は思いますので、そういった中でこれから今の16分団47部の体制、750人くらいの団員数でいくということが今の旭市において適当な、最善な組織機構、構成だと私は思っておりますので、そういった部分で地域にアンバランスな部分がいっぱいあれば、その地域の皆さん方に頑張ってもらって公平を保てるような、そんな努力も一緒にしてもらいたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

先ほどの1,119とか140というのは、要するに加入している戸数で言っているんですよね。そのほかの35.5%のことを計算しないで言っているわけなんですよ。

私は、あまりにも、例えば消防団は市長は10人以下でもいいというんだったら、そんなところみんなそうなっちゃうんじゃないですか。これでは組織が成り立たないでしょう。20人もあった、15人あった、10人があった、1桁があったんじゃ、これは組織を防衛するためにもやはりある程度の基準というのが必要なんで、それにはその消防団が活躍するバックヤードをちゃんと行政が決めるのが当たり前でしょうと言っているんですよ。いかがですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も消防団、33年くらいやっていましたけれども、それは一人ひとりの考え方の違いがあると思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほどの社会福祉協議会の負担金もそうですし、消防団もそうですけれどもね、要するに35.5%の加入していない方々というのは、安心・安全のただ乗りではないのですかね。これはどう考えたって、格差、格差と、今誰でも格差と言いますけれどもね、こんなことだって3秒もあれば子どもでも分かりますよ。その個々のところだけじゃなくて、組織防衛のためにも改編が私は必要だと言っているんですよ。

私は、やるなと言っていないんですよ。人数も極端に減らせと言っているわけじゃないんですよ。あまりにもひどいところがあるから言っているんです。

市長、ご存じでしょう、だって。人数の要するに自分の世帯数が多いところは、団員に指名したら、私はやらないと言ったらもうそれで終わりなんですよ。ところが、困っているところというのは、次の人にやりたくてもいないんですよ。だから、仕方がないから5年でも10年でもやるようになっちゃうんですよ。同じ安心・安全をやるのであれば、そのようなお金とか団員構成についても、もうちょっと平らな方向に持っていくのは行政改革ではないかと言っているんですよ。

もう合併してから11年目に入るわけですから、あっ、11年目も終わるか。ですから、そういうことでぜひ検討じゃなくて実施していただきたい、もう時期に来ているではないかと思っていますので、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 磯 本 繁

○議長（平野忠作） 続いて、磯本繁議員、ご登壇願います。

（6 番 磯本 繁 登壇）

○6 番（磯本 繁） 議席番号 6 番、磯本繁でございます。

平成28年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は熊本県生まれであります。その熊本県で本年4月に発生した熊本地震では、最大震度7を2回記録するなど、熊本県を中心に甚大な人的被害、物的被害をもたらしました。現在でも余震が続き、避難所生活を余儀なくされ、大勢の人たちがいる中、今週、仮設住宅への入居が始まりました。

けさのニュースでは、新しい入居者がきょうからスタートしたとの報道がありました。復旧・復興にどのくらい時間がかかるのか、予測がつかない状況ではないでしょうか。

亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被害に遭われた方々が一刻も早くもとの生活に戻れるよう願っております。

今回、私からは3項目、5点の質問をいたします。

1 項目め、大規模震災の対策について。

本市に甚大な被害をもたらした東日本大震災から5年が過ぎましたが、本市でも復旧・復興が進んでいます。また、今まで旭市のことを知らなかった方々が地震や津波による被害の状況について、飯岡地区にある防災資料館を訪れることによって初めて知ったと聞いたことがあります。

そこで一つ目として、震災後、現在までにどのような対策をとられたのかお聞きします。

二つ目として、毎年実施しています防災訓練や津波避難訓練について、どのくらいの被害を想定しているのか、また訓練の参加状況について、ここ2か年の状況をお答え願います。

2 項目め、高齢者対策について質問します。

近年、人口減少や高齢化社会の到来により、本市でも高齢化率が高くなっています。また、医療技術の高度化により、健康寿命が年々延びています。

そこで一つ目として、現在本市にある老人ホームの状況について、施設の数、入所者数についてお聞きします。また、入所待ちの方がいるようであれば、人数等についてお答え願います。

二つ目として、本市では人口減少対策として、市単独で行っている子育て支援等の施策が、ほかの市と比較して充実していると思われます。国の施策により年金額が減額され、高齢者にとって、特に年金生活は非常に厳しい生活を送っているものと思われます。

そこで、本市の65歳以上の人口比率と人数をお聞きします。また、市単独で行っている高齢者施策についてどのようなものがあるのかお答え願います。

続いて3項目め、定住施策について質問します。

昨年実施されました国勢調査の速報値で、千葉県では前回と比較して7,738人の増となっています。県内54市町村では、増加が15市、減少が39市町村になっています。増加したのは成田市、佐倉市、印西市、白井市などで、そのほかの市は千葉市を含め東葛地域がほとんどです。

旭市は、近隣と比べて減少率は少ないですが、前回と比較して2,457人、3.56%の減少率となっています。人口減少は、地域産業の停滞や地域コミュニティ力の低下などさまざまな影響を与えます。市民には魅力ある暮らしを提供することにより人口流出を抑制し、Iターン・Uターン者の増加につなげる施策が必要かと思われます。

そこで、空き家を利用したIターン・Uターン対策について何か方策はあるのかお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問につきまして自席で行いますが、執行部の方々には、誰もが理解できますよう簡潔にお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは1の大規模震災等の対策について、この二つのご質問にお答え申し上げます。

まず、地震津波対策、現在までどのような対策をとられたのかということでありました。

まず、市としては震災の後、被災者への支援、それを行うとともに地域の防災計画、それから復興まちづくり計画にのっとりましてさまざまな施設の設置、それから防災のためのマップ等を作っております。

主なものを申し上げれば、例えば海拔標示板を400か所に設置、避難路の指定看板を92か所、津波注意看板を10か所、避難場所表示看板を34か所、位置情報看板、これは電光掲示のようなものですが、これが4か所、それから津波の避難タワーを4か所設置、そのほ

かにも飯岡中学校の移転、新築がございました。それから、先ほど質問の中にもありました防災資料館の開館、それから被災された方々の災害公営住宅の建設、それから避難階段、これは富浦小等に3か所設置しています。そのほかは現在、津波避難道路の整備も進めている、築山も同様に進めているところであります。

あと、県の事業になりますけれども、これは連携いたしまして津波の防潮堤の工事を実施しておりまして、海岸約11キロメートルあるんですけれども、この中の9キロメートルが既に完成しているという状況であります。

あとソフト面では、防災マップ、それから津波ハザードマップを全戸配布して、被災のための対策に努めてまいったところでございます。

続きまして、(2)の防災訓練でございます。

防災訓練の関係なんですけれども、まず、被害の想定であります。これは、房総沖を震源とするマグニチュード7.9の大地震が発生いたしまして、旭市では震度6強を記録したという前提で防災訓練を実施しています。道路の崩壊、それから家屋の倒壊、一部建物から火災が発生したというようなことを想定いたしまして、地震発生1時間後に大津波警報が発表されましてということ、これらを想定して訓練という形をとっております。

直近2か年の状況といたしましては、平成26年度は飯岡地域、これは飯岡漁港で実施いたしましたけれども、参加者は2,147名、27年度は干潟中学校で実施しております、2,099人の参加がございました。そのほかにも津波避難の訓練といたしまして、旭・飯岡地区の海岸部について26年度、27年度実施している、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、2の高齢者対策についてお答えいたします。

初めに、(1)の本市における老人ホームの状況についてお答えいたします。

市内の特別養護老人ホームのうち、市外の高齢者も入所可能な施設は5か所あり、定員数は合わせて398人となっております。これとは別に、市民優先の地域密着の施設が2か所あり、定員は45人で、これらを合わせますと443人となります。

このほかに、関連施設としまして、シルバーケアセンター等の介護老人保健施設が2か所あり、定員数は180人、認知症対応型グループホームが4か所で定員は45名となっております。

また、特別養護老人ホームへの待機者数ですが、本年１月１日現在で218人が待機している状況となっております。ただし、市内の待機者の中には既に病院やシルバーケアセンターのような施設へ入っている方からの申し込みが多く、居宅で待機されている方はそのうちの117人で、なおかつひとり暮らしの高齢者からの申し込みは９人、高齢者のみの世帯からの申し込みは29人となっております。

続きまして、（２）の高齢者福祉の充実についてお答えいたします。

まず、高齢化率と人数ですが、旭市における本年６月１日現在の人口は６万7,319人で、そのうち65歳以上の方は１万8,853人を数え、高齢化率は28.0％となっております。

なお、市が単独で行っている主な高齢者施策につきましては、３点に絞ってお答えいたします。

１点目としまして、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対して24時間体制で緊急事態に備える緊急通報装置とペンダントを貸与する緊急通報体制等整備事業を行っております。

２点目としまして、要介護４以上で日常生活自立度がＢ２以上の高齢者と同居している方で、なおかつ市民税非課税または所得税非課税世帯に属する介護者に対して支援金を支給する家族介護支援金支給事業を行っております。

３点目は、一般の交通機関やタクシー等を利用することが困難な方に対して、医療機関への受診等の際に専用車で送迎する外出支援サービス事業を行っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは３点目の定住施策についてのうち、（１）空き家を利用したＩターン・Ｕターン対策について何か方策はというご質問にお答えいたします。

まず、空き家を活用したＩターン・Ｕターンということですが、現在市においては、定住促進奨励金の交付事業を行っております。その内容は、家を新築または購入し、旭市に転入された方に対し、一定の要件のもと、一律50万円を支給するというものです。この住宅の購入に関しては、中古住宅、つまり空き家の購入であっても制度が適用されるものでございます。

定住奨励金の平成27年度における支給実績は45件で、2,250万円、実転入者数は120人となっており、このうち中古住宅の購入に係るものは８件ございまして400万円、実転入者数では15人となっております。

このように空き家を活用したＩターン・Ｕターン対策については一定の効果が見られてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ご回答ありがとうございました。

それでは、一つ目の地震津波対策について再質問いたします。

津波から人命を守るには、一般的な地震発生後速やかに海岸から遠くに、高い地域に避難すればよいと思われます。東日本大震災以降、旭市の海岸地域では津波対策のために海岸基盤整備、減災盛土、津波避難タワーなどの施設など、津波に対するさまざまな対策を行ってきましたが、今後はどのような対策をとっていかれるかお聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まだ対策として進めております、例えば避難道路だったり、築山事業、こういったものは早期に完成を目指していくようになると思います。

それと、今年3月に旭市地域防災計画の見直しを行っております。その主なものといたしまして、初動体制の強化ということで、避難所の直近に居住する職員が避難所に直行して避難所を開設する避難所直行職員制度というのを盛り込みました。もし何かあったときには、その避難所に直接職員が行って鍵をあけて避難所とするというような対応です。

それから、被災者の家族等から市に安否照会があった場合の安否確認への対応であるとか、そういったものを今回盛り込んでおります。

あと、避難所設備として防災備蓄倉庫等を今後も増築して、必要数量を常に確保できるようにしていくというようなことを考えております。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございました。

地震はいつ発生するか分かりません。十分なる対策をお願いします。

続いて、二つ目の防災訓練について再質問いたします。

防災訓練については、毎年同じような訓練が行われ、参加される方々も限定的で緊張感が失われてくると思われます。今後は車などを使って避難訓練を検討し、実施すべきだと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 防災訓練等の避難につきましては、被災時の地域一帯の道路状況、これが狭い、それから塀などの倒壊により道路が寸断される危険、そういったものがあります。液状化が発生する可能性もありまして、そうすると通行できない道路もあるということで、円滑な避難ができなくなることも想定されるので、原則徒歩ということになっております。

ただ、車につきましては、今年3月の津波避難訓練、この時に災害時要援護者の避難対策として、限定的な条件のもとに各区の区長さん等に車を出していただきまして、恵天堂の駐車場まで車両を利用した避難訓練を実施したところであります。

対象者等も多くいて、要支援の援護者の台帳も今うちのほうでは整備しておりますので、その辺のリストを見ながらということになりました。ただ、速やかに遠ざかるためには車も必要ではありますけれども、諸々の条件を勘案いたしますと、国のほうも原則徒歩でということがありますので、その辺は状況を見ながら、場合によってはその避難経路を決めておく等ということで、壊れない道路だけであれば車も一部使用せざるを得ないのかなということも想定しながら訓練を進めていきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

震災から5年がたちましたが、津波被害も含め、震災の恐ろしさは経験した人だけが知っているはずですが、今後も緊張感を持って、いざというときに役立つ防災訓練をお願いいたします。

続きまして、2項目めの高齢者対策の老人ホーム等の入居について再質問いたします。

以前、近隣の市町で老人ホームに入所できない方が多くいると聞きました。今後ますます高齢化社会が到来し、入所希望者が増えることが予想されますが、市としてどのような対策を講じるのかお聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 入所希望者に対する対策についてお答えいたします。

市では、依然として待機者が多いことを踏まえ、第6期介護保険事業計画の中で平成29年度末までに地域密着型サービスにおける29床以内の市民優先の特別養護老人ホームの整備を1か所予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

続きまして、二つ目の高齢者福祉の充実について再質問いたします。

先ほども言いましたように、旭市は子育て支援に関する施策が充実していますが、高齢者の福祉も充実させる必要があると思います。高齢者が寝たきりや閉じこもりにならないよう、介護を必要とする高齢者への適正なサービスを提供するとともに、介護予防事業の強化による元気な高齢者の自立を支援し、生きがいを持って生活できるよう、各種地域活動への参画機会の充実を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉への貴重なご意見、誠にありがとうございます。

市では本年3月より、高齢者への適正な介護サービスの充実に向け、市独自の総合事業を立ち上げました。また、今年度から新たに、高齢者の方々が住みなれた地域で自立した生活が営めるように、市内16か所の地区社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携を深めながら、趣味や運動、介護予防等ができる通いの場の設置を進めております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。私も高齢者の仲間ですので、十分な検討をお願いいたします。

3項目めの定住施策について再質問いたします。

旭市では、空き家を利用したIターン・Uターン対策として定住促進奨励金を交付しているということでした。国が地方創生重点政策に掲げ、全国の自治体の移住者支援策も年々充実しております。

そのような中、毎年住みたい田舎ベストランキングが発表されており、2016年には兵庫県朝来市、鳥取県岩美町が同率で1位になりました。前年の2015年は1位が島根県大田市、2位には鳥取県鳥取市が選ばれており、両市とも2016年では7位と9位に選ばれています。両市とも空き家バンクを活用した施策を行っていると聞いています。

また、私の生まれた熊本県でも多くの市町村が定住、移住を促進させるため、空き家バンク制度をスタートさせています。さらに、神奈川県藤沢市では先月、関係団体と協定を締

結し、空き家対策の取り組みを進めていると伺いました。

さまざまな施策が日本全国で展開されていますが、旭市としては今度どのような施策を検討されているのかお聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 定住促進策、空き家対策に絞ってというご質問だと思います。

今後どのような施策を検討しているかというようなことでしたので、ご質問にもありましたとおり、現在全国的にも行政が空き家バンク制度を取り入れ、中には成果を上げているという自治体もあります。近隣で行っている自治体もありますが、例えば宅建協会との連携など検討の余地があるかなというふうには思っております。

また、空き家バンクに限らず、人の流れをつくるための地域の魅力の発信や交流人口の増加のための施策については、今後もしっかりと実施していかなければならないと考えております。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ご回答ありがとうございました。

旭市は、子育て支援策を充実し、全国に誇れる旭中央病院があり、食材は何でもそろそろ、また成田空港も近くにあります。東京にも近く、気温も温暖です。定住促進奨励金や移住に関するさまざまなPRや情報提供などのほか、今後も定住につながる施策を充実させていただきたいと思います。このことについては、私の選挙の時のリーフレットにも掲げてまいりました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（平野忠作） 引き続き一般質問を行います。

続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（２番 高橋秀典 登壇）

○２番（高橋秀典） ただいま議長より発言の許可をいただきました、議席番号２番、高橋秀典でございます。第２回定例会におきまして一般質問を行わせていただきますこと、心より感謝申し上げます。

まず、本日よりちょうど２か月前になります。発生いたしました熊本地震により今なお不自由な生活を強いられている皆様に、心よりのお見舞いを申し上げさせていただきます。

とともに、我が千葉県近辺におきましても、大規模地震の可能性が指摘される中、さらに防災意識を高め有事に備えなければならないと、そのように思う次第です。

それでは質問に移らせていただきます。

まず、１番の福祉財政の現状と今後についてお伺いします。

社会福祉の充実を図るための施策に要する経費である民生費ではありますが、28年度版の地方財政白書によれば、全国市町村における民生費の歳出総額に占める割合は35.3%と、歳出中最も大きな割合を占めております。平成16年からの10年間で社会福祉費が1.5倍、児童福祉費が1.7倍、老人福祉費が1.4倍、生活保護費は1.6倍に増加ということであります。これは旭市におきましても同様の増加傾向にあると思います。

そこで、一般会計に占めます民生費の増加傾向について、民生費の総額と一般会計に占める割合を、合併後の平成18年度と平成26年度を比較してお示してください。

次に、２番の新しい総合事業における一般介護予防事業についてお伺いします。

介護保険制度の改正により、これまで介護予防給付で行われていたサービスの一部が市の事業である地域支援事業へ移行され、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が３月より開始されました。その中の一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業の具体的な内容について伺います。

次に、（２）番、市民との協力・連携についてということでお伺いいたします。

この総合事業は、地域の生活支援ニーズへの対応について、従来の専門職以外の担い手の活躍を強化することで、専門職の方々を中重度の方々の支援、介護へとシフトさせていくことが一つの狙いであると、そのように思います。

よく自助、共助、公助、そして互助と言われますが、厚労省はこの互助の定義を「費用負

担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取り組み」であるとしています。保険制度による共助、公費負担による公助と体系化・組織化して取り組むべきであるとしています。この実現には当然市民の皆さんのご協力が必須となるわけですが、地域との協力・連携ということについてどのように取り組むお考えでしょうか。

次に、ひとり住まい高齢者への対応についてお伺いいたします。

核家族の増加は、同時に高齢者世帯を生み、さらにひとり暮らし高齢者、いわゆる独居老人を生んでいます。こうした社会構造の変化の中、旭市内にはひとり住まいの高齢者の方が一体何人いらっしゃるのか、合併直後と現在の比較でお伺いします。

2点目に、現状においてそうしたひとり住まい高齢者の見守り・生活支援体制はどのようなになっているのかお伺いします。

3点目ですが、ひとり住まいの高齢者の方が認知症あるいは軽度認知障害、いわゆるMCIになるというケースも今後増加するのではないかと懸念されます。そうしたときに、高齢者の方の権利を守る上で成年後見人制度の活用が考えられます。改正された老人福祉法は、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などについて、本人を代理して行う市民後見人を推進しております。この市民後見人についての旭市の実情についてお伺いします。

次に、4番目、一般住宅の耐震化についてお伺いします。

まず（1）番、一般住宅の耐震化率ということであります。2013年の国土交通省による推計では、全国の住宅耐震化率は82%であるとのことであります。旭市における一般住宅の耐震化率の現状についてお伺いします。

また、（2）として、耐震化推進のために市としてどのような施策を行っているのかお伺いします。

最後に、オリンピック・パラリンピック練習招致について、練習誘致についてお伺いします。

成田市、佐倉市、印西市は、県また順天堂大学とともにアメリカ陸上チームと事前練習について合意に至りました。サーフィンの会場では、房総エリアが有力候補となるなど、県内で具体的な誘致、招致の成果が見え始めております。そのような中、我が市における誘致の現況がどうなっているのかお伺いいたします。

質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。ご答弁よろしくお祈いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、私からは大きな1番の福祉財政の現状と今後についての中的一般会計に占める民生費の増加傾向についてお答え申し上げます。

民生費の総額と一般会計に占める割合というご質問でございますが、ここでは地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値を用いて申し上げます。

平成18年度と平成26年度で比較いたしますと、まず、民生費の総額につきましては、平成18年度が51億1,798万5,000円、平成26年度が78億8,025万5,000円で、27億6,227万円、率にして54%の増となっております。

それと、一般会計に占める割合につきましては、平成18年度が21.4%、平成26年度が27.6%で6.2ポイント増加しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、質問事項の2と3についてお答えいたします。

初めに、2の新しい総合事業における一般介護予防事業のうち、（1）の地域介護予防活動支援事業の内容についてお答えいたします。

当該事業は、高齢者が住みなれた地域で、誰もが自主的・継続的に参加できる通いの場を設けることで地域の健康度を高めていただき、これがひいては介護費用の抑制につなげていくということを目的としております。

具体的な内容といたしましては、通いの場において週1回程度、介護予防の指導や趣味の語らい、ゲーム等を継続的に実施していただくこととなりますが、当面は市の保健師等が介入して地域のボランティアやサポーターが育成されるまで支援していくことを考えております。

続いて、（2）の市民との協力・連携についてお答えいたします。

高齢者を支えるためには、地域住民が担い手となって参加する住民主体で活動する通いの場の設置が必要であり、市民の皆様の協力は欠かせないものと考えております。

そのためには、市と関係機関が地区の社会福祉協議会や老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会等の会合へ出向き、これからの介護予防や支え合いの体制づくりについて説明し、出席者のご理解とご協力を得られるように努めていくことが重要です。そこで市では、今年

度から住民主体の通いの場の立ち上げに向け、協力体制が得られる地域に対して取り組みを先行していきたいと思っております。

続いて、3のひとり住まい高齢者への対応のうち、(1)のひとり住まい高齢者の数についてお答えいたします。

合併直後は平成17年7月であるため、平成18年4月と現在との比較で申し上げます。平成18年4月1日現在のひとり住まい高齢者は840人で、これが平成28年6月1日現在では881人となり、41人の増となっております。

なお、これらの把握方法ですが、各地区の民生委員からの情報提供と介護サービスや訪問活動の情報を基にまとめております。

続きまして、(2)のひとり住まい高齢者の見守り・支援体制についてお答えいたします。

支援体制といたしましては、地域包括支援センターと在宅介護支援センターが中心となり、訪問等により健康面・生活面の支援を行っております。

見守りの観点で申し上げますと、市では24時間体制で緊急事態に備える緊急通報体制整備事業や、調理が困難な高齢者に昼食を届け、その際に安否確認を行う配食サービスを実施しております。また、サービスを全く使わないひとり住まいの高齢者を対象とした訪問調査を社会福祉協議会へ委託しております。

さらに、昨年度から高齢者地域見守りネットワーク事業を開始し、協定書を締結された民間企業が、日常業務の中で地域の高齢者に対してさりげない見守りを行っていただき、何らかの異変を察知された際には関係機関へ通報していただくことといたしました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、社会福祉課のほうから大きな3番目の(3)市民後見人制度について、市民後見人の育成に係る実情についてお答えいたします。

現在旭市では、銚子市及び匝瑳市と共同委託により、一般社団法人東総権利擁護ネットワークへ、成年後見制度法人後見支援事業の中で成年後見養成講座の開催をしているところであります。

内容につきましては、市広報等で募集した市民を対象に、成年後見人としての基礎研修及び実践研修、またはその研修を終了した者を対象に成年後見人フォローアップ研修等を実施し、市民後見人の育成に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 都市整備課からは、4番目のまず最初に、市の一般住宅の耐震化率についてお答えいたします。

議員既にご存じとは思いますが、耐震基準につきましては、昭和56年6月の建築基準法の改正によりまして、建物について震度6強から震度7程度の大規模地震でも倒壊等の被害を生じないようにということで構造面での強化がされたもので、新耐震基準と呼ばれている部分になります。

耐震化率でございますが、こちらのほうにつきましては、全ての建物のうち、先ほど申し上げました新耐震基準で建築された建物、国の推計方法により耐震性ありとされる建物、そして耐震改修を実施した建物、この数を足したものの割合になります。

お尋ねの市の一般住宅の耐震化率ですけれども、平成27年度末の耐震化率は75%となっております。

次に、耐震化推進のための施策についてお答えいたします。

耐震化推進のためには、市では平成18年に施行されました建築物の耐震改修の促進に関する法律、これを受けまして、平成20年に旭市耐震改修計画を作成いたしました。こちらのほうは、28年3月が計画期間の終了となりますので、改定いたしまして、平成32年までを計画の期間といたしまして改定したところです。

施策といたしましては、まず、耐震化に関する啓発、知識の普及ということで、当時平成20年のころですか、地震防災マップということで各戸に配布いたしましたところでありまして、これにつきましては、市のホームページ等でも今現在も見られるようになっております。

現在、一番行っている大きな部分といたしましては、住宅の耐震化への関心を持っていただくきっかけづくりとなるように、千葉県建築士事務所協会東総支部の協力によりまして無料耐震相談、これを毎年実施しております。今年度も5回の実施を予定しているところです。

相談会では、図面等をご持参いただきまして、簡易診断、これを無料で行いまして、住宅にどのような被害が生じるかといったところを簡単な図で分かるような形でお示ししたり等もしておりますし、そのほかにも住宅全般について相談を受けますということで行っております。

これを受けまして、具体的に進めるという上で、耐震化につきまして補助制度、こちらのほうを設けております。これは、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅、これの耐震診断及び耐震改修を行う場合に補助を行っているものです。

耐震診断につきましては補助率が2分の1、上限が4万円としております。耐震改修は補助率3分の1、上限40万円、内訳といたしまして、設計監理の部分で10万円、工事費の部分で30万円の補助を行うということでやっているところです。

以上です。

○議長（平野忠作） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課からは5点目、オリンピック・パラリンピック練習誘致についてお答えいたします。

誘致活動の現状ですが、昨年9月議会の一般質問で、東京オリンピック事前キャンプ地誘致推進本部についてご説明申し上げましたが、構成は本部会議と推進部会から成っております。この本部会議で三つの方向性を示した中で、推進部会において組織委員会を通じた情報提供とそれ以外の方法という二つの方法で取り組んでおり、組織委員会へ総合体育館が施設の情報提供をできるような状況を今進めているところです。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、まず1の福祉財政についてということで再質問させていただきます。

そうしますと、民生費はこの8年間で約28億円の増加、構成比で見ますと、決算額の21.4から27.6%ということで6.2ポイント増ということであります。

これは当市だけではなく全国的な増加傾向であると思えますけれども、中にはこれ、あるシンクタンクの予測によれば、全国の地方自治体の一般会計のうち50%を民生費が占めるようになる時代も来るのではないかと、そういった予測もあるようです。

お伺いしたいのですが、民生費全体を目的別、性質別、財源別にその推移を見たときにそれぞれどのような傾向が見られるのか、お伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 民生費全体の中での目的別、性質別、財源別の推移ということでございます。まず、民生費の目的別の内訳でございますが、これもまた決算統計の数値で申し上げます。大きく五つ中身ございまして、それは社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費でございます。この数字を平成26年度で比べてみますと、児童福祉費が最も大きな割合で、民生費の総額の40.8%を占めております。それと、増加率が最も大き

いものとしましては、障害者などの福祉対策に要する経費であります社会福祉費、これが平成18年度、12億6,951万6,000円だったものが、平成26年度には23億9,764万円となっておりまして、金額で申し上げますと11億2,812万4,000円、伸び率にしまして88.9%の増となっております。

次に、性質別の内訳でございます。

これにつきましては、生活困窮者や児童あるいは障害者などを援助するための経費であります扶助費、これが構成比、増加率ともに最も大きくなっておりまして、平成26年度が44億2,675万1,000円で、平成18年度と比較いたしますと20億5,078万7,000円、率にして86.3%の増となっております。

三つ目としまして、財源別の内訳でございますが、これにつきましては、一般財源が最も大きな割合、率で申し上げますと財源全体の51.9%を占めておりまして、平成26年度が40億8,735万4,000円で、平成18年度と比較いたしますと9億8,136万2,000円、31.6%の増となっております。その次に多いものとしまして、国庫支出金がございます、平成26年度は24億2,162万5,000円で、全体の30.7%を占めておりまして、平成18年度とこれを比較しますと、金額ベースで13億6,093万9,000円の増、財源に占める割合としましても、平成18年度が20.7%だったものが10ポイント増えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、幾つかポイントがあるのかなと思いますけれども、扶助費については、18年度から比べて1.86倍ということであります。また、財源で見ますと、国庫負担分は民生費総額の20%から30%というふうに増額はしているんですけども、一般財源からの支出で見ますと、8年間で約10億円の増加ということであります。

そこにきて、今回の消費増税の延期ということでもありますけれども、消費者的にはほっとした面もあるのですけれども、この消費増税は福祉財源の確保のためにということでございます。そうしますと、消費増税が予定どおり実行されれば、税率の10%のうち3.72%、これが地方財源となる予定だったわけですが、この延期の影響を懸念するような声もございます。それも含めて今後の福祉財源の確保の見通しについてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 消費増税の延期による影響と今後の福祉財源の見通しということで

ございます。

まず、消費増税が延期された場合の影響ということでございますが、これにつきましては、県から交付されます地方消費税交付金ですとか地方交付税の配分の見直しなども含めまして、さまざまな要因が考えられますので、申し訳ありませんが、今の時点で影響額を計算することは非常に難しい状況でありますのでご理解をいただければと思います。

ただ、国におきましては、消費増税で賄う予定でした子育て支援ですとか高齢者福祉をはじめとします社会保障関連施策につきましては、必要な財源を確保できるよう最大限努力するという考えが示されておりますし、平成27年に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針でございますが、この中におきましても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同じ水準を確保するとしておりますので、必要な財源は確保されるのだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 自治体の財源全体としては今後減少が懸念されていく中で、福祉関連の費用というのは高齢者福祉分、また人口減対策としての子育て支援分、今後も増加は避けられないのかなと思います。

しかしながら、福祉の充実は、総合戦略に掲げます重点施策の核でもあります。この総合戦略の目標実現のためにもさらなる行財政改革の推進、これは先ほども出ました施設の統廃合も含めてということになると思いますが、その中にありましても福祉財源の確保、維持というものを願うものであります。

続きまして、2番目の新しい総合事業における一般介護予防事業についてお伺いします。

ただいま申し上げました総合戦略の中の重点施策、安心形成プロジェクトの中に生活支援体制整備事業がございます。こちらとの事業の関係性についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 総合戦略における生活支援体制整備事業につきましては、まさに新しい総合事業における一般介護予防事業にリンクするものでございまして、ボランティアやサポーターを育成支援していくために、そのネットワークの核として生活支援コーディネーターと協議体の設置を行うものであります。

そこで市では、高齢者の安心形成のために、今年度から生活支援コーディネーターを配置して事業の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 事業の関係性は理解いたしました。

続いて、（２）の市民との協力・連携ということですが、先ほど住民主体の活動で通いの場というものを立ち上げるということでお伺いいたしました。国は、高齢者の介護予防、生活支援に地域住民の力を活用したいということで進めているようではありますが、これは必然、市町村の事業となってくるわけであります。

市では、生活支援体制整備事業の中で先ほどの生活支援コーディネーターと協議体を地域に置き、地域の支え合い体制により生活支援、介護予防を推進しているとしています。

ところで、この地域というのがどのくらいまでの範囲を指し、予定されている協議体にはどのような役割を期待するのか、この点についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 生活支援体制整備事業における地域の範囲と協議体の役割についてお答えいたします。

市では、第６期介護保険事業計画において、市全体を一つの日常生活圏域として設定しており、この圏域をもって当該事業の地域としております。

協議体の役割ですが、厚生労働省が示すガイドラインによりますと、生活支援コーディネーターの組織的補完、アンケート調査やマッピング等の実施による地域ニーズの把握、情報の見える化の推進、地域づくりにおける意識の統一を図る場等を行うものとされております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 範囲としては、生活支援のための日常生活圏域の設定を旭市全体で一つとしているということですが、実際的な高齢者の日常生活での活動範囲ということで考えた場合、せめて小学校区等の単位で設定しないと実際の日常生活支援としては難しいのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 協議体を置く地域の範囲と協議体についてお答えいたします。

厚生労働省のガイドラインによりますと、コーディネーターと協議体を置く地域の圏域につきましては、第1層が市全体とあり、第2層は日常生活圏として中学校区域等、第3層としてサービス提供主体とありますので、市民のニーズと国の推奨する地域包括ケアシステムの進展に合わせまして先行きは細分化されることも考えられます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 実際の実行段階に当たっては各地域に細分化してということだと思ふんですけれども、地域に根差したそういった支援の場をつくっていくには、イメージとしましては地区社協単位でエリア設定というのがしっくりくるのかなというふうには個人的には思います。また、元気な高齢者の方にはボランティアとして支援する側に回っていただくということも制度では想定していると思います。

このいわゆる元気高齢者の方がボランティアなどを通して生きがいを持って地域で活躍していただけるということは、これは介護予防の観点からも将来的に要支援・要介護の総量を抑制していくということになってくると思います。

また、働いていた方が退職後に地域のボランティアなどに参加していく、それがスムーズに参加していただけますよう、ボランティアの登録あるいは活用の仕組みといったものをさらに充実させていく必要があるのではないかと思います。その点について伺います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） ボランティアへの登録につきましては、現在社会福祉協議会で受け付けておりますが、市としても加入推進に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） いずれにしても、地域住民の力で高齢者が要支援・要介護に移っていく、これを抑制しようということだと思いますので、地区社協等の地域活動の活発な地域でこれはモデル的に推進してみたいかとは思いますが、これについて行政のリードを期待するところであります。

続きまして、次のひとり住まいの高齢者に関してであります。

数については881人ということでお伺いしました。（2）の見守り・支援についてという

ことでありますが、ご答弁にありました高齢者見守りネットワーク、これについて事業協定の現況、現在での成果等についてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 見守りネットワークの現状でございますが、現在この事業に賛同されているのは49事業所で、事業別には郵便、金融、保険関係で17事業所、新聞、電気、ガス、水道関係で11事業所、コンビニ、飲食関係で11事業所、交通、宅配、NPO関係で10事業所となっております。

なお、昨年度協力事業所により市へ連絡があった件数は3件で、主な内容といたしましては、道端で歩けなくなっている高齢者を発見したという通報があり、現地へ出向き、家族へ引き渡したケースがございました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 地元企業による支える場が広がっているのかなというふうに思います。

高齢社会白書によりますと、誰にもみとられることなく亡くなった後に発見されるような、いわゆる孤独死といったようなケース、これを身近な問題だと感じている、そういうひとり暮らしの方が4割以上いるというようなアンケートがあるそうです。これまで社会を支えて活躍してきた方にそんな思いをさせてしまっている現代の社会の実情でもあります。これはぜひ孤独死ゼロということ、そのためのセーフティーネットといったことをぜひ実現していかなければならないと思います。

またその一方で、福祉財政の今後ということを考えますと、行政が地域福祉のニーズにこれを際限なく応え続けていくというのは、これは限界があるのかなと思います。社会福祉協議会や福祉事業者、NPOや各種ボランティア団体等に加えて、今後は地域住民の互助をお願いしていくといった部分も重要になってくるのかなと思います。

そのような中で、ひとり暮らし高齢者に対する地域支援の一環として、住民による声かけボランティア、こういったものを仕組みとしてぜひ推進していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 市では現在、通いの場の設置を進めておりますが、先行きは

声かけボランティアも視野に入れて推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは次の、市民後見人に関する質問に移らせていただきます。

銚子市、匝瑳市と共同で東総権利擁護ネットワークに委託しているということで承知いたしました。

平成24年に改正されました老人福祉法、こちらの第32条の2、こちらで市町村は後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする、というふうになっています。

高齢者の増加により今後ニーズが増えることも予想されます。後見人を依頼するに当たって、相談から受任までどのような流れになっているのか伺います。また、有資格者の現在の数についても教えてください。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、成年後見人の依頼から選任までの流れ、それと成年後見人の人数についてお答えいたします。

成年後見人制度の相談窓口としましては、市の担当課、社会福祉課なり高齢者福祉課になります。それとまた社会福祉協議会、それと民間では海匠ネットワークというところにおいて相談を受け付けております。本人の判断能力の程度により適切な支援をしているところでございます。

この制度の利用手続きとしまして、初めに家庭裁判所のほうへ申し立てをします。その後、家庭裁判所による調査・鑑定を行い、審判がなされます。そこで成年後見人が選任され、後見開始となります。

次に、成年後見人の人数ということですが、東総権利擁護ネットワークに所属する後見人は社会福祉士で6名、それと弁護士3名が登録されております。そのほか活動支援員として20名、この20名のうち旭市在住の方が12名いるというところで、登録され、活動しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） この後見人制度ですけれども、例えば認知症の方がうやむやのうちに契

約させられたと、そのような場合でも代理権によって取り消しを行うことができるなど、悪質な業者からの保護という意味でも有効な制度だと思います。

しかし、本人に代わって財産管理や契約等を行うということになりますので、これは運用に当たっては後見人に対して十分な監督、支援といったものが必要だと思いますけれども、その体制についてはどうなっているのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、後見人の監督ということでございますが、家庭裁判所が必要と認めるときは、職権で弁護士などの専門職を後見監督人ということで選定することがあります。監督人は、後見人の事務を監督するほか、急迫な場合に後見人に代わって必要な処分を行うことができます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 市民が市民を支える担い手になるという、こうした市民後見人制度ですが、権利擁護ネットワークのほうでは養成講座あるいはフォローアップ研修、こちらかなり充実した内容のようであります。

ただ、制度上の課題としては、受任後の監督、監査の透明性ということで課題が指摘されるところでもありますので、そういった透明性が増すことでより安心してお願いできる制度になっていくのかなというふうに思います。

これは私見であります。財産額が大きい場合は弁護士等の専門職の方、そうでない場合には日常的な契約等の権利擁護については市民後見人といったことで分けていくのがよいのかなというふうに思いますが、こういった市民後見人の制度の推進も含めまして、高齢者の権利擁護のためのセーフティーネット、こちらぜひ強化していただけますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の一般住宅の耐震化率について再質問させていただきます。

先ほど伺いました旭市の住宅耐震化率は、これは推計値で75%ということであります。市では、耐震化率について、計画において目標を定めていると思いますが、こちらについてはいつまでに何%という目標値になっているのか、お伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 計画の中での耐震化率の目標というご質問です。

耐震化率の目標につきましては、先ほど申し上げました新しい耐震改修計画、促進計画、この中で定めております。これにつきましては、国の定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針、それと千葉県耐震改修促進計画、こちらの整合性を図りまして、平成32年度末の目標といたしまして95%を目標としているところです。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、耐震改修促進計画の中では32年度までに耐震化率95%ということであります。現在の75%から考えますと、ちょっとこれ相当厳しい状況であるのかなというふうに思いますが、先ほど耐震化推進のための制度としては耐震診断の、あるいは耐震改修に対して補助ということでお伺いいたしました。この二つの制度の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、制度の利用状況についてお答えいたします。

まず初めに、無料耐震相談会の参加者でございます。過去3年間ということでご回答させていただきます。平成25年度は1名です。平成26年度が2名、平成27年度が17名でございました。参考といたしまして、今年につきましては5月までに2回開催いたしまして、現在5名の参加をいただいております。

また、補助制度の利用状況について同じようにお答えいたします。

まず初めに、耐震診断についてお答えいたします。平成25年度は1名、平成26年度はございませんでした。平成27年度が1名というふうになっております。それで今年は1名の申請をいただいているところです。

あと、耐震改修についてですけれども、過去3年間では該当がございませんでした。ただ、その前年度、24年に1件ございました。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、耐震改修につきましては、この3年間でゼロということでありまして、制度の利用に関してあまり進んでいないのかなというふうに思います。この制度のPRと利用促進についてどのようなことを今行っているのか、お伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 利用促進についてどのようなことを行っているかということでございます。

利用促進につきましては、現在一般的なことではございますけれども、市の広報あさひ、それと市のホームページ、これに加えて毎年区長回覧等を行っております。今年も3月に回覧を行いまして各家庭でご覧いただいております。

内容といたしましては、無料耐震相談会の開催についてということでご案内いたしまして、その中では耐震相談というほかにも住宅全般の相談について受けますよということで、幅広く相談に来ていただけるようにしております。

それと、それを受けまして補助制度、そちらのほうについても内容等を掲載いたしまして、各家庭でご覧いただけるように毎年行っているところです。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） せんだつての熊本地震、また先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、さらなる地震のリスクも高まっているような報道もあります。

そんな中で、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合、こちらの資料によりますと、耐震補強にかかる平均の施工金額は約152万円ということでございます。また、その統計上の中央値で128万円ということであります。現状の補助率でいきますと、上限いっぱい工事費90万円で上限まで使えるということかなというふうに思いますので、これ耐震改修まで一歩踏み出していただくというには少し足りないのかなという印象もございます。

また、耐震改修工事を熱心に進めていらっしゃる業者もおられます。業者のほうからもっと積極的に制度を活用していただけるようにすることはできないのかということで、例えば定住促進のほうなんかは割と認知されて業者のほうからもお話があるということを伺っていますけれども、そのあたりはいかがなのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 補助金の限度額のことについてご質問いただきました。

補助金の率、限度額につきましては、財源を国及び県の交付金、そういったものを活用しているところです。その割合につきましては、県内各市の状況も参考にして現在やっているところでございます。限度額を引き上げるということになりますと、市の負担ということも増えてくるというふうな面もございます。

それで参考といたしましては、ほかの市町村で若干上回る40万円前後を補助している市町村もございます、市のほうで負担して。ただ、そういう市町村のほうが耐震改修どれだけあるかという、やはり数件程度ということであまり進んでいない。耐震補強するということで、何を一番進めたら皆さんがやってくれるかと、そういったところも勉強いたしまして対応していきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

それと、業者のほうからもうちょっと耐震改修を進められないかということでご質問がございました。

業者のほうということですが、耐震診断という部分では、千葉県建築士事務所協会東総支部の皆様には無料耐震相談ということで既にご協力をいただいております。それで、あと実際に施工される業者のほう、こちらのほうも既にいろいろと広報ですとかいろいろご案内しているところですので既にご存じかというふうには思っておりますけれども、議員のご意見を参考にまたいろいろ工夫をして業者のほうにも話を進めてみたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） こちらの補助制度ですが、リフォーム補助金と同様、市内の業者の方を利用することになっていると思います。ですので、市内産業の活性化にもつながりますので、ぜひ業者の方々と連携を強化して目標を達成していただきたいと、そのように思います。

それでは最後の、オリンピック・パラリンピックの練習招致に関してですが、市としての臨む体制についてはお伺いしたと思います。再質問させていただきますが、競技あるいは相手国などの見通し、あるいは設備条件、今後の流れとそのあたりについてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 競技や相手国などの見通し等でございますが、現在協議がどの国を対象かはまだ決まっておりません。その中で設備要件というのが、卓球競技の事前キャンプ地誘致を進めていく上で、情報発信の一つの手段である公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック、こちらの競技大会組織委員会候補地ガイドへの掲載が必要となります。この候補地ガイドへの掲載を目指し、総合体育館メインアリーナへの空調設備を設置する工事を発注したところです。

空調設備工事が完了次第、千葉県卓球連盟における国際基準を満たした旨の確認書をいた

だいたいで、組織委員会へ意思表示の申請書、こちらを提出する予定となっております。その後、申請登録、データ入力になりますけれども、こういったものを行って世界に向けて情報発信ができることになります。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今、進行状況についてはお伺いいたしました。

オリンピック・パラリンピックに関する関連するイベントの推進、これは旭市をPRする大きなチャンスでもあります。そうした関連イベントについて、今後の予定についてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） オリンピック・パラリンピックに関連するイベントといたしましては、今年で4回目になります「未来への道1000km縦断リレー」というのがございます。

7月24日から8月7日までの15日間開催されます。こちらは東京都が主催しておりますが、青森から東京まで、東日本大震災の被災地をランニングと自転車ですきをつなぎ、復興へ向けた取り組みを発信することで震災の風化を防ぐとともに、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会、こちらの聖火リレーを視野に入れたルートを走り、被災地を応援、参加者と被災地の方とのきずなを深めることを目的としております。

旭市においては、8月5日の夕方、ランナーが市役所へゴールいたします。また、翌日の6日、市役所をスタートすることになっております。

また、事前キャンプ地誘致のもう一つの手段であります旭市独自の活動といたしましては、隔年行事で行っていますが、7月16日から23日にかけてドイツから卓球競技の選手団が来日いたします。こちらは県主催のドイツのとの交流事業であります日独交流事業、こちらを通じて旭市の卓球会場として紹介するとともに、また今回、森田県知事がドイツを訪問することとなったことから、県の担当課に対しても旭市に関する資料等を提供し、事前キャンプ地誘致の具体的な働きかけをしたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 総合戦略にもシティセールスの強化とあります。ぜひオール旭体制で推進して複合的な成果をお願い、ご期待するところであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 1分